

イ. 北九州市役所環境・エネルギープロジェクト推進事業

<事業概要>

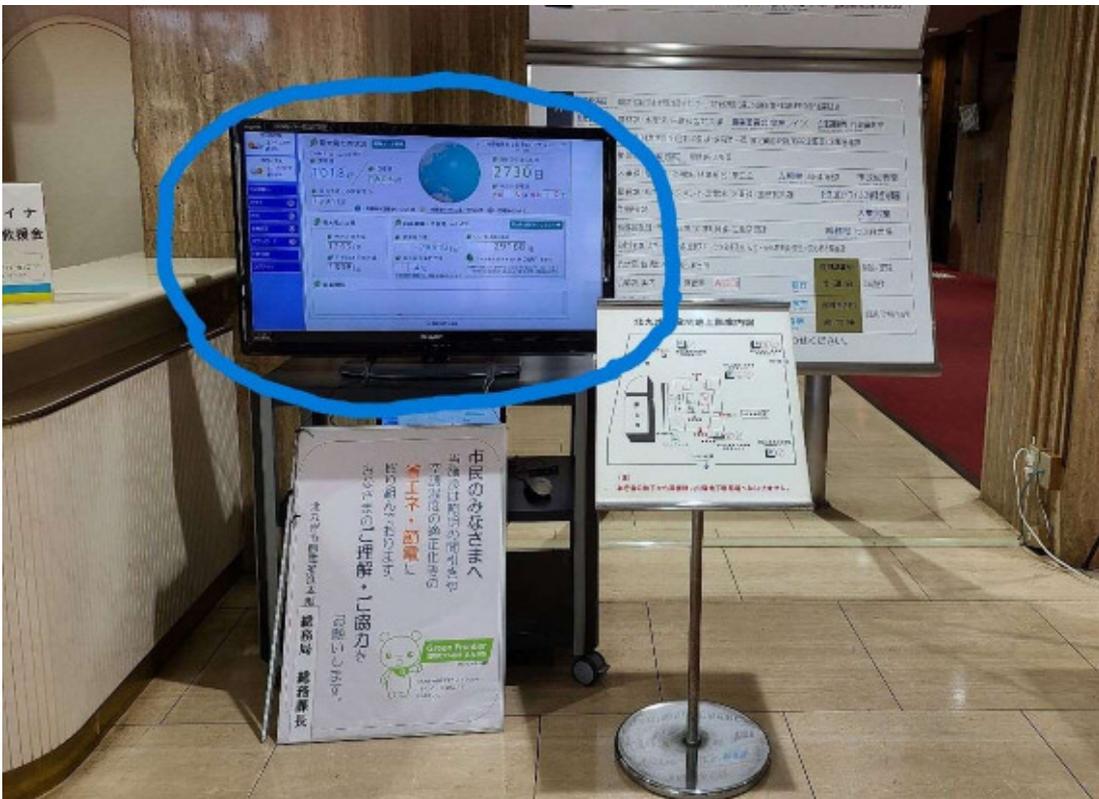
事業概要	環境モデル都市としての市役所の率先垂範を実践し、省エネ法及び温対法の規制へ対応するため、平成 23 年度から実施している本事業により市役所の環境・エネルギー対策を行い、更なる省エネ・節電を推進する。
予算	令和 3 年度当初予算 7,880 千円

※出所：市提供資料

① (意見) 市役所の電力使用量について

【現状】

市役所の電力使用量について、市役所 1 階にモニターを設置している。



(撮影日：令和 4 年 9 月 21 日)

【意見】

上記のモニターについては、守衛の後ろにあり、人目に触れられる機会が少ないと言える。実際に、監査人においても、このようなモニターの存在に気付いておらず、当該事業の検証の過程においてモニターの存在を知った次第である。

率先垂範を実践するためには、より人目に触れられるように以下のような工夫をすることが望まれる。

- 市役所のエレベーターホールにモニターを設置する
- 市役所のホームページ上にて公開する

②（意見）市有施設の電力使用量について

【現状】

市有施設における年度別の電力使用量推移は、以下のとおりである。

（単位：GWh）

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
282	260	270	263	256	237	243	253	252	246	245	247

※出所：市提供資料

平成 22 年度から平成 27 年度にかけては、概ね右肩下がりで電力使用量が減少しているが、それ以降については横ばいか若干増加している状況である。

なお、令和元年度末以降は全庁的に積極的な換気等の新型コロナウイルス対策を講じているため、大幅な空調効率の低下やサテライトオフィスの活用等、電力使用量の増加要因があると考えられる。それを考慮すれば、平成 29 年度及び 30 年度と比しても全体電力使用量を抑えている状況であると言える。

【意見】

市では令和 2 年 10 月に、「2050 年までに脱炭素社会の実現（温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする）」を目指す、ゼロカーボンシティを表明している。

また、令和 3 年 8 月に公表した「北九州市地球温暖化対策実行計画」において、今後の取組み内容として、以下の項目が挙げられている。

- | |
|--|
| <p>① 徹底した省エネルギー対策</p> <ul style="list-style-type: none">（ア） 高効率機器の導入（イ） ごみ処理に係る収集運搬、焼却工場の省エネ対策（ウ） 上下水道事業の省エネ対策 <p>② 公共施設の再エネ 100%電力化</p> <p>③ 公用車への次世代自動車の導入</p> <p>④ ごみ処理における脱炭素化</p> <ul style="list-style-type: none">（ア） プラスチック対策（プラごみ発生抑制）（イ） バイオマスプラスチックの導入（ウ） 廃棄物発電の有効活用（エ） 脱炭素社会の実現を見据えた先進事例の研究 |
|--|

※出所：「北九州市地球温暖化対策実行計画」P.120～121

今後において、これらの取組みを実現するためには、年度毎かつ施設毎に電力使用量の目標数値を設定し、実績値との比較分析を行い、実行計画の見直し等を行っていくことが有用である。そうすることにより、今まで以上に電力使用量の抑制を図ることが見込まれると考える。

(6) グリーン成長推進部 環境イノベーション支援課

ア. 環境未来技術開発助成事業

<事業概要>

事業概要	<p>市では、循環型社会及び脱炭素社会の実現に向け、環境産業の振興を図り、環境分野の課題の解決に先導的役割を果たすことを目的とした「北九州市環境未来技術開発助成制度」を平成 15 年度に創設した。</p> <p>本制度は、新規性、独自性に優れ、かつ実現性の高い環境技術の実証研究等に対して、その研究開発費を助成することにより、市内中小企業等に技術開発の機会を提供するとともに、市における環境分野の技術の集積を促す役割を果たしている。</p>
事業内容	<p>令和 3 年度予算は 47,775 千円となっている。内訳としては、負担金補助及び交付金として 47,415 千円、環境未来技術検討会委員への謝金及び事務費 360 千円である。</p>

※出所：市提供資料

① (結果) 直接人件費について

【現状】

令和 3 年度の「北九州市環境未来技術開発助成金」の概要は、以下のとおりである。

	実証研究		社会システム研究	FS 研究
	事業化 チャレンジ枠	一般枠		
(1)市内中小企業が中心となって実施する場合	対象経費の 3 分の 2 以内	対象経費の 3 分の 2 以内		
(2)市内の大学等が中心となって市内中小企業と共同で実施する場合	(注)重点分野及び当該分野に準じ市長が特に認める分野のみを対象	対象経費の 3 分の 1 以内(重点分野は 2 分の 1 以内)	対象経費の 3 分の 2 以内	
(1)(2)以外の場合		対象経費の 3 分の 1 以内 (重点分野は 2 分の 1 以内)		
限度額 (1 テーマ当たり 1 年度)	1,500 万円	1,000 万円	200 万円	
助成期間 (1 テーマに対する)	原則 1 年	最長 3 年間	原則 1 年	

(注) 事業化チャレンジ枠について

重点分野及び当該分野に準じ市長が特に認める分野の実証研究のうち、より事業化及び雇用創出が特に見込まれる研究を対象として、事業化チャレンジ枠を設定している (事業化チャレンジ枠で申請を行った場合、同枠で採択されなくても、一般枠で採択となる可能性がある)。

※出所：市ホームページ、北九州市環境未来技術開発助成金交付要綱

令和3年度に交付を受け確定をした助成金のうち、一部の研究に係る交付確定額は下記となっていた。

交付決定額	3,800,000 円
助成対象経費	5,489,381 円
交付確定額	2,744,690 円

※交付確定額は、助成対象経費×補助率 1/2 かつ交付決定額以下

※出所：市提出資料

上表における「助成対象経費」は以下のように構成されている。

内訳	金額
原材料費、消耗品等	2,264,931 円
機械装置等のリース料等	541,970 円
直接人件費	2,591,660 円
調査費、旅費等	90,820 円
合 計	5,489,381 円

※出所：市提供資料

このうち、直接人件費に係る金額の内訳は以下のとおりである。

職名	職務内容	支払金額
研究職員	研究業務	1,402,500 円
業務支援職員	一般事務補助業務	1,189,160 円

※出所：市提供資料、労働条件通知書(兼)雇用契約書

当該助成金を構成する直接人件費については、「北九州市環境未来技術開発助成金交付要領」において下記のように定められている。

直接人件費	<p>直接研究に携わっている研究者又は技術者（当該研究における専属担当者）が市内（FS 研究については、市内の研究活動に限定しない）で実験、分析、測定等研究開発活動を行うために要する経費。</p> <p>人件費は、人件費単価に研究開発活動に従事した時間を乗じたものとする。人件費単価は、北九州市環境未来技術開発助成事業における人件費の計算に係る実施細則に基づいて計算するものとする。</p> <p>なお、実証研究における直接人件費の額は、助成対象経費のうち研究者全員の合計で 600 万円を上限とする。</p>
-------	---

当該要領によれば、対象となる者は「直接研究に携わっている研究者又は技術者（当該研究における専属担当者）」であるが、一般事務補助業務に携わる人員についての時間数も加味されている状況である。

【指摘事項】

当該職員が行う業務が直接人件費となるかの判断については、上記の要領における「技術者（当該研究における専属担当者）」に該当するかによる。ただし、労働条件通知書（兼）雇用契約書における記載では職務内容が一般事務補助業務となっていることから、当該案件に関する専属担当者であるかは判別しえない。また、資料として業務報告書を閲覧したが、そのみで研究開発活動か間接活動かも判別しえない。

その点について、研究開発活動以外の所属組織における間接経費が入り込み助成金の対象経費となることがあれば、それは意図していない助成となり、市民の理解を得るのは難しいと言える。そのような職務の者が行う研究開発活動に携わることにより支給される人件費も直接人件費と市が認めるのであれば、業務日報に記載されている業務内容とその時間数との対応関係を厳密に精査する必要がある。

また、上記の問題が生じるのは、当該要領における定義が曖昧となっていることが原因の一つである。厳密に直接人件費の対象を限定するのであればその旨を要領に追加して記載することが必要である。また、研究開発活動には間接的な活動が多分に生じ、それに係る人件費も含めて助成を行うことを趣旨とするのであれば、間接人件費に関しての条件を定めたくて要領に記載することが必要である。

イ. 新規環境産業創出事業

<事業概要>

事業概要	市内で生産されている環境配慮型製品や環境負荷低減に寄与する製品またはサービスを「北九州エコプレミアム」として選定し、広くPRを行うことにより、その販売を支援する。
実施状況	<p>北九州エコプレミアムの制度や選定商品について、カタログの制作・配布や、エコテクノ展での発表会開催、その他展示会への出店、ホームページへの掲載など、PRの支援を強化し、北九州エコプレミアムの知名度向上と選定企業の販売支援を行う。</p> <p>北九州エコプレミアムの対象製品・サービスの選定は市内企業からの応募に基づき専門家で構成される選定検討会により毎年1回実施され、選定された企業に対しては、選定製品・サービスに係る選定書を贈呈するとともに、選定製品・サービスのPRに活用するため北九州エコプレミアム認定ロゴマークの使用を許諾している。認定ロゴマークの使用許諾について選定企業からはライセンス料その他の対価は徴取していない。</p>

※出所：市提供資料、「北九州エコプレミアム」ホームページ

①（意見）北九州エコプレミアムロゴマークの使用許諾条件の設定について

【現状】

北九州エコプレミアム認定ロゴマークは市に著作権及び二次的著作物の利用権が帰属する知的財産権であるが、選定された企業が遵守すべき使用許諾の条件については『「北九州エコプレミアム」認定ロゴマークの使用の手引き』にて案内をするのみで、使用許諾契約書の締結や条件遵守に係る誓約書等の徴収は実施されていない。選定された企業が認定ロゴマークの使用を申請する場合、『「北九州エコプレミアム」認定ロゴマーク使用承認申請書』の提出が義務付けられているが、この書面にも使用条件の遵守を誓約する文言等は存在しない。なお、市が北九州エコプレミアムに選定された企業に使用許諾をしている認定ロゴマークは以下の3つである。

<使用許諾の対象となるロゴマーク>



出所：市提供資料

【意見】

北九州エコプレミアム認定ロゴマークは市が知的財産権を有する公的資産であり、本来、私的な目的のために無制約な使用を認められるものではない。また、北九州エコプレミアム制度は市の責任において運営されている公的制度であり、万が一、不適切な使用がなされるようなことがあれば、市の社会的な信用の低下を招く危険もある。そのため、その使用許諾は厳格な条件設定、法的拘束のもとでなされるべきである。

しかしながら、現状の運用では、選定された企業に対する『「北九州エコプレミアム」認定ロゴマーク使用の手引き』の配布により使用条件の案内をなすのみで、当該書面に記載された使用条件を遵守させるための契約書の締結や誓約書の徴収までは実施されておらず、使用条件に係る法的拘束力の有無及び範囲、使用条件に違反した場合のペナルティの有無及び内容等が極めて曖昧な状況となっている。

そのため、今後は、選定された企業に対し使用条件、違反時のペナルティその他の条件を明示した使用許諾契約書の締結を求める運用を採用することが望ましい。仮に、即時にこのような運用を採用することが難しい場合でも、これまで選定された企業から徴取してきた『「北九州エコプレミアム」認定ロゴマークの使用承認申請書』において、使用条件を遵守する旨の誓約文言等を既定文言として追記しておくことが望ましい。

ウ. 環境産業融資制度

<事業概要>

事業 目的	市内において環境・エネルギーに関する設備投資を行う企業等に対し、金融機関と連携して必要な資金を融資することにより、市経済の振興と低炭素社会づくりの両立を図る。
事業 概要	<p>北九州市環境産業融資制度要綱に基づき金融機関及び信用保証協会と提携して企業に融資を実施する。</p> <p>具体的な制度内容は以下のとおりである。</p> <p>市が金融機関に対し定期預金の方法で預託金を預託し、金融機関はこの預託金に一定額の自己資金を加え、これを原資として金融機関から企業に融資を実行する。</p> <p>企業が、省エネ設備・省エネ設備導入資金及び環境配慮型製品導入資金に係る融資を利用する場合、信用保証協会の保証が必要となり、その際、企業が信用保証協会に支払う保証料の一部を市が補填する。</p> <p>融資の実行に際しては、申込者は市所定の申込書、必要書類を市に提出して審査を受ける。当該審査において市が適当と認めたものについて、市から金融機関に関係書類を送付し、金融機関、必要に応じて信用保証協会の審査を経て融資実行の可否が決定される。</p> <p>北九州市環境産業融資制度に基づく融資対象資金は以下の3種類となっている。</p> <p>① リーディングプロジェクト支援資金 環境エネルギー技術革新計画又は Cool Earth－エネルギー革新技術計画に記載された技術分野の研究開発、それらに密接な関連を有する材料、製品又は製造装置の製造及び発電等の事業の実施に必要な設備投資に対する資金融資制度。</p> <p>② 省エネ設備・新エネ設備導入資金 市内中小企業の事業所への省エネ設備又は新エネ設備の導入に必要な設備投資に対する資金融資制度。</p> <p>③ 環境配慮型製品導入資金 燃料電池自動車（FCV）、電気自動車、プラグインハイブリッド車及びそれらの充電設備並びに北九州市エコプレミアム認定製品のうち償却資産として資産計上するものの導入に必要な設備投資に対する資金融資制度。</p>

※出所：市提供資料

① （意見）環境産業融資制度の見直しについて

【現状】

平成 23 年以降の新規融資実施件数及び新規融資金額の推移は以下のとおりである。

年度	リーディングプロジェクト支援金	省エネ設備新エネ設備導入資金	環境配慮型製品導入資金	融資件数 合計	融資金額 合計（千円）
H23	0	2	0	2	3,454
H24	0	5	2	7	11,099
H25	1	4	0	5	213,264
H26	0	0	0	0	-
H27	0	1	0	1	1,094
H28	0	1	0	1	1,151
H29	0	1	0	1	1,155
H30	0	0	0	0	-
R元	0	0	0	0	-
R2	0	0	0	0	-
R3	0	0	0	0	-

※出所：市提供資料、市担当者ご説明

【意見】

平成 29 年度に新規融資 1 件を実行して以降は新規融資の実績は一切なく、平成 29 年以前の実績をみても平成 26 年以降は毎年 0 件または 1 件の新規融資の実績しか存在しないため、当該事業が積極的に利用されているとは言い難い状況である。市は制度利用促進のために平成 27 年度以降、最低投資額と融資対象の見直しを実施するなどしているが、その後も実績は低調である。市は、今後、展示会や会議等で制度を広く PR していくとしているが、抜本的な対応策とは言い難く、これにより実績が大きく回復する見込みは低いと言える。そもそも当該事業が企業のニーズに合致した事業と言えるか疑問であり、市がこの事業を継続することによる経済効果も乏しいと考えられるため、市が実施している他の融資制度との一元化等、今後の事業の在り方について再検討を行うことが望ましい。

(7) 環境国際部 環境国際戦略課

ア. 公益財団法人北九州国際技術協力協会に対する補助金

<事業概要>

事業概要	北九州市域における、開発途上国等に対する技術協力、国際協力の中核的な実施主体である公益財団法人北九州国際技術協力協会（以下、「北九州国際技術協力協会」という。）の活動支援を行い、本市の技術振興、環境国際協力および環境ビジネスの一層効果的な推進を図る。																								
北九州国際技術協力協会の概要	<p>北九州市域に蓄積された技術資産を開発途上国へ移転することを目的に、1980年7月に民間主導で設立された公益法人である。国際的な技術研修の実施を中心に、専門家派遣、国際技術協力に関する調査研究、コンサルティングなどの広範な国際技術協力を推進している。2012年4月より公益財団法人化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立年月日：昭和55年（1980年）7月14日 ・ 基本財産：5億1,376万円 <p>【内訳】</p> <p>市：2億1,000万円（40.9%）、県：7,500万円 企業等：2億2,876万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員：評議員15名、理事8名、監事3名 ・ 事務局職員数：8名（うち市派遣1名） <p style="text-align: center;">ほかにコースリーダーなど33名</p>																								
実施状況	<p>市は、対象である北九州国際技術協力協会に対し、32,600千円の補助金を交付している。</p> <p>【令和3年度補助金内訳】 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 15%;">予算額</th> <th style="width: 15%;">決算額</th> <th style="width: 10%;">差異</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修・技術専門協力</td> <td style="text-align: right;">10,414</td> <td style="text-align: right;">12,207</td> <td style="text-align: right;">△1,793</td> </tr> <tr> <td>システムインフラ管理</td> <td style="text-align: right;">9,496</td> <td style="text-align: right;">10,939</td> <td style="text-align: right;">△1,443</td> </tr> <tr> <td>環境国際情報DB整理</td> <td style="text-align: right;">5,150</td> <td style="text-align: right;">4,145</td> <td style="text-align: right;">1,004</td> </tr> <tr> <td>国際親善・広報・研修機能強化</td> <td style="text-align: right;">7,540</td> <td style="text-align: right;">5,600</td> <td style="text-align: right;">1,939</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">32,600</td> <td style="text-align: right;">32,893</td> <td style="text-align: right;">△293</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予算額	決算額	差異	研修・技術専門協力	10,414	12,207	△1,793	システムインフラ管理	9,496	10,939	△1,443	環境国際情報DB整理	5,150	4,145	1,004	国際親善・広報・研修機能強化	7,540	5,600	1,939	合計	32,600	32,893	△293
項目	予算額	決算額	差異																						
研修・技術専門協力	10,414	12,207	△1,793																						
システムインフラ管理	9,496	10,939	△1,443																						
環境国際情報DB整理	5,150	4,145	1,004																						
国際親善・広報・研修機能強化	7,540	5,600	1,939																						
合計	32,600	32,893	△293																						

※出所：市提供資料

① (結果) 補助金申請の際の添付書類について

【現状】

北九州国際技術協力協会に対する補助金について、令和3年度で32,600千円が交付されている。

北九州市補助金等交付規則第5条第2項第2号においては、補助金等の交付の申請の際には、当該申請書とともに申請者の資産および負債に関する事項についての書類を添付する旨規定されているが、市は、申請者の資産および負債に該当する直近の決算書についての入手を省略している。当該事象は、期中において随時開催される補助金交付対象者との会議の際に、市の担当者が補助金対象者の資産および負債の状況について確認を実施していることから、同条第3項における添付資料の省略に該当するものとして認識していたために発生したものである。

<北九州市補助金等交付規則>

第5条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名または名称および住所
- (2) 補助事業等の目的および内容
- (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画(建設事業等にあつては設計を含む。)
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額およびその算出の基礎
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の営むおもな事業
- (2) 申請者の資産および負債に関する事項
- (3) 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額および負担方法
- (4) 補助事業等の効果
- (5) 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、補助事業等の目的および内容により必要がないと認めるときは、第1項第3号の申請書に記載すべき事項の全部もしくは一部または前項の規定による添付書類に記載すべき事項の一部もしくは添付書類を省略させることがある。

なお、公益財団法人北九州国際技術協力協会補助金交付要綱においては、必ずしも資産および負債に関する事項についての書類の提出が求められていない。

<公益財団法人北九州国際技術協力協会補助金交付要綱>

(補助金の交付申請)

第4条 KITA 理事長は、環境局長が別に定める公益財団法人北九州国際技術協力協会補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 事業計画書(2) 収支予算書(3) 前2項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 |
|--|

【指摘事項】

北九州市補助金等交付規則第5条第2項において、補助金交付対象者より関連する申請書類に追加して添付書類を入手する目的は、市が補助金を交付するに相応しい事業体であるかどうかを判断するためである。すなわち、市が、北九州国際技術協力協会に対し補助金を交付するにあたり、北九州国際技術協力協会という社会的に意義のある事業を営む事業体であるかどうか、さらに資産および負債の規模を確認することで、補助金を交付する必要のないほど規模が大きいか、もしくは補助金に依存しすぎるほどに小規模ではないか、自治体として当該補助金を交付するのに相応しい状況であるかどうかを判断するためであるといえる。

北九州市補助金等交付規則第5条第3項は、補助事業等の目的および内容により必要がないと認めるときに限定しているものであり、申請者の資産および負債に関する事項については上記の目的を達成するにあたり必要不可欠なものであるため、同条同項の省略事項には該当しないと判断される。

よって、北九州国際技術協力協会に対する市が交付する補助金について、申請者からの交付申請の際には、申請者の資産および負債に関する書類として、直近の決算書を入手および添付すべきである。

イ. 公益財団法人地球環境戦略研究機関に対する補助金

<事業概要>

事業概要	<p>環境分野を中心とした調査研究業務に精通した公益財団法人地球環境戦略研究機関（以下、「地球環境戦略研究機関」という。また、通称は「IGES」である。）に事業活動支援を行い、北九州地域の資産を活かした、より高度な環境国際協力を推進する。</p>																
地球環境戦略研究機関の概要	<p>地球環境戦略研究機関は、持続可能な開発の実現に向けた政策手法の開発などを行うため、1998年3月に設立された国際的な研究機関（本部：神奈川県葉山町、国内支所5か所：東京、兵庫（2事務所）、北九州、横浜、海外支所3か所：北京、バンコク、ニューデリー）である。1999年10月に開設されたIGES北九州アーバンセンターは、国際協力事業やエコタウン事業など北九州市で行っている環境政策の実績を活かした活動を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 設立年月日：1999年10月 ➤ 基本財産：2億5,000万円 ➤ スタッフ数：常勤8名（うち市より係長級1名派遣）、兼任1名 非常勤2名 計11名 																
実施状況	<p>市は、地球環境戦略研究機関に対して20,000千円の補助金を交付している。</p> <p>【令和3年度補助金内訳】 （単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="411 1164 1273 1451"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>差異</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アジア環境都市関連支援事業</td> <td>13,043</td> <td>14,806</td> <td>△1,763</td> </tr> <tr> <td>主な調査研究および情報発信事業</td> <td>6,956</td> <td>5,405</td> <td>1,551</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20,000</td> <td>20,211</td> <td>△211</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予算額	決算額	差異	アジア環境都市関連支援事業	13,043	14,806	△1,763	主な調査研究および情報発信事業	6,956	5,405	1,551	合計	20,000	20,211	△211
項目	予算額	決算額	差異														
アジア環境都市関連支援事業	13,043	14,806	△1,763														
主な調査研究および情報発信事業	6,956	5,405	1,551														
合計	20,000	20,211	△211														

※出所：市提供資料

①（結果）補助金申請の際の添付書類について

【現状】

地球環境戦略研究機関に対する補助金について、令和3年度で20,000千円が交付されている。前述「ア. 公益財団法人北九州国際技術協力協会（以下、「北九州国際技術協力協会」という。）に対する補助金」に記載のとおり、北九州市補助金等交付規則第5条第2項第2号において、補助金等の交付の申請の際には、当該申請書とともに申請者の資産および負債に関する事項についての書類を添付する旨規定されているが、市は、申請者の資産および負債に該当する直近の決算書についての入手を省略している。当該事象は、期中

において随時開催される補助金交付対象者との会議の際に、市の担当者が補助金対象者の資産および負債の状況について確認を実施していることから、同条第3項における添付資料の省略に該当するものとして認識していたために発生したものである。

なお、公益財団法人地球環境戦略研究機関補助金交付要綱においては、必ずしも資産および負債に関する事項についての書類の提出が求められていない。

<公益財団法人地球環境戦略研究機関補助金交付要綱>

(補助金の交付申請)

第4条 IGES 理事長は、環境局長が別に定める公益財団法人地球環境戦略研究機関補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

【指摘事項】

北九州市補助金等交付規則第5条第2項において、補助金交付対象者より関連する申請書類に追加して添付書類を入手する目的は、市が補助金を交付するに相応しい事業体であるかどうかを判断するためである。すなわち、市が、地球環境戦略研究機関に対し補助金を交付するにあたり、地球環境戦略研究機関という社会的に意義のある事業を営む事業体であるかどうか、自治体として当該補助金を交付するのに相応しい状況であるかどうかを判断するためであるといえる。

北九州市補助金等交付規則第5条第3項は、補助事業等の目的および内容により必要がないと認めるときに限定しているものであり、申請者の資産および負債に関する事項については上記の目的を達成するにあたり必要不可欠なものであるため、同条同項の省略事項には該当しないと判断される。

よって、地球環境戦略研究機関に対する市が交付する補助金について、申請者からの交付申請の際には、申請者の資産および負債に関する書類として、直近の決算書を入手および添付すべきである。

ウ. 環境国際ビジネス新基盤構築事業

<事業概要>

<p>事業概要</p>	<p>アジア低炭素化センターは、令和2年度に開設10周年を迎えた。今後、更なる環境国際ビジネス推進のため、「Horasis アジアミーティング」を開催し、今後拡大が予測される民間投資を市内企業が獲得する機会など、新たな事業機会を創出する。</p>
<p>アジア低炭素化センターの概要</p>	<p>アジア低炭素化センターとは、北九州市、KITA、IGES 北九州アーバンセンターが一箇所に集まり、相互に連携しながら共同実施の方式で運営する組織体であり、地域資源の活用を行い、環境技術や地域開発等の手法などについて企業のビジネス活動に結びつくような様々な面から支援を行いながら、アジアにおける低炭素化の推進と地域経済の活性化の実現を図ることを目的にしている。</p> <div style="text-align: center;"> <h2 style="margin: 0;">アジア低炭素化センター</h2> <p style="margin: 0;">2010年6月 アジア低炭素化センター開設</p>  <p style="margin: 0;">公害克服やものづくりの過程で生まれてきた環境技術やこれまでの国際協力で構築してきた都市間ネットワークの活用</p> <p style="margin: 0;">北九州市、日本の環境技術を集約し、環境ビジネスの手法で、アジアの低炭素化を推進</p> <h3 style="margin: 0;">推進体制</h3> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>強みを活かした連携</p> <p>3機関が同じ建物の2フロアに同居し、連携しつつも独立して活動</p> <p>↓</p> <p>互いの強みを生かした事業実施が可能に!</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>技術輸出の支援</p> <p>北九州市環境局 環境国際戦略課</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>アジア低炭素化センター</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>KITA 専門人材の育成</p> <p>北九州市国際技術協力協会 (KITA)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>JICA</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>IGES 調査研究情報発信</p> <p>地球環境戦略研究機関 (IGES)北九州アーバンセンター</p>  </div> </div> <p style="margin-top: 20px; text-align: center;">持続可能な社会の実現に向けた有機的連携</p> </div>
<p>実施状況</p>	<p>➤ 「Horasis アジアミーティング」の開催</p> <p>東南アジアを中心に、政府関係者や企業の最高責任者など約400名が参加する国際会議である。「SDGs」や「環境ビジネス」など市の強みを</p>

	<p>テーマに設定し、参加者同士、また市内企業やアジア諸国の政府とのネットワークを強化することにより、市の取り組みや市内企業の高い技術力を国内外に発信し、今後拡大が予想される民間投資を市内企業が獲得する機会など、新たな事業機会を創出する。</p> <p>➤ 成果発表会の開催</p> <p>これまでアジア低炭素化センターが支援をしてきた企業、団体およびカウンターパート都市による成果発表会であり、オンライン方式等を採用することで、国内外の人の動きを最小限に控えながら、発表会を実施する。なお、成果発表会の開催後には、別途アジア低炭素化センターによる相談窓口を設けるとともに、海外展開に積極的な市内企業の技術を紹介するためのデータベースを整備し、支援先や支援企業の新規開拓を目指す。</p> <p>➤ 「Horasis アジアミーティング併催イベント」の開催</p> <p>「Horasis アジアミーティング」の併催イベントとして、市内の学生や市内中小企業等を対象とした「環境」や「SDGs」をテーマとしたイベントを開催することで、「Horasis アジアミーティング」の市民への更なる波及効果を創出する。</p>
予算	令和3年度当初予算 65,782 千円

※出所：市提供資料

① （結果）予定価格の積算について

【現状】

令和3年11月に開催予定であった Horasis アジアミーティングの成果向上及びシビックプライド醸成を図るために、「海のお掃除プラントロボット夢コンテスト事業」を併催事業として実施している。

市は、「海のお掃除プラントロボット夢コンテスト事業」の実施にあたり、Horasis アジアミーティングと強い連携が必要となることから、Horasis の日本におけるパートナーの一つである一般社団法人地域企業連合会と特命理由書に基づく随意契約により業務委託契約を締結している。

委託料は7,000 千円であり、委託業務内容は以下のとおりである。

1. コンテスト実施体制の構築
2. コンテストの応募要件等の作成
3. 審査体制の構築
4. ホームページや配布物等の広報業務
5. 市内外の大学、団体等への案内、周知
6. 応募受付及びその取り纏め
7. 応募団体及び市民等からの問い合わせ対応
8. 事業実施に係る適切な応募数の確保

9. 応募内容の審査及び審査結果の公表
10. その他当該事業の実施に必要な業務の一切
11. その他

【指摘事項】

市は、一般社団法人地域企業連合会と業務委託契約を締結するにあたり、参考見積りを入手しているが、予定価格を積算しておらず、委託金額の妥当性が検討されていない。

特命理由書に基づく随意契約により業務委託契約を締結する場合、北九州市契約規則第19条の2に従い、予定価格を適切に積算した上で委託金額の妥当性を検討し、決定する必要がある。

したがって、業務委託契約を締結するにあたり、委託金額の妥当性を判断するために、予定価格を適切に積算すべきである。

<北九州市契約規則>

(随意契約の予定価格の決定)

第19条の2 市長は、随意契約の方法によるうとするときは、あらかじめ第13条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。

(一般競争入札の予定価格及び最低制限価格)

第13条 市長は、一般競争入札に付する場合には、あらかじめ仕様書、設計書、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡及び履行期限の長短等によって予定価格を定めなければならない。

② (意見) コンテストの受賞商品について

【現状】

令和3年度において、Horasis アジアミーティングと併催の企画として、地球環境への理解度、独創性、表現力及びプレゼンテーション力を競う「海のお掃除プラントロボット夢コンテスト」が開催された。対象者は「ジュニア部門(小～中学生)」及び「学生～一般部門(高校、専門学校以上)」とし、それぞれの部門における受賞者に対しては、北九州市長賞として、表彰状及びトロフィーのみならず副賞商品として、北九州市特産品を贈呈することとした。

具体的には、「学生～一般部門(高校、専門学校以上)」に対する副賞商品として、「ふぐ・地酒」を贈呈していた。

【意見】

「海のお掃除プラントロボット夢コンテスト」の「学生～一般部門(高校、専門学校以上)」の受賞対象者は、20歳未満の学生も含まれることになる。それにも関わらず、受賞者が選定されるより前に、受賞商品として「ふぐ・地酒」を選定していた。

この点について、担当者にヒアリングを行ったところ、市の特産をアピールすることに

主眼を置いていたことや受賞者決定から予算に対する実績を早期に確定させる必要があったことから、業者からのカタログに記載のあった「ふぐ・地酒」といった内容にて受賞商品を確定させたとのことである。

本来のコンテストの目的を効果的に達成させる観点からも、コンテスト受賞者に対し贈呈する受賞商品に関しては、市の特産物によるとしても、その中でも受賞者に相応しい商品を選定することが望ましい。

なお、当該コンテストの「学生～一般部門（高校、専門学校以上）」の受賞者は、未成年ではなく20歳以上であったとのことである。

エ. サステナブル環境ビジネス展開事業

<事業概要>

事業目的	「SDGs 推進」や「サーキュラーエコノミー推進」に適応する技術や製品の海外展開を支援することにより、循環型社会及び脱炭素社会の実現、市の環境ビジネスの「ブランド力の向上」と「SDGs 戦略の実現」を図る。
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 実証試験 既に国内で販売しており、それを海外展開しようと現地で準備を進めている案件で、本事業の補助により、現地ニーズに合わせた仕様に変更して実証試験をすることで、売り先の理解が深まり、確実な販売促進に繋がるもの ▶ 実行可能性調査（以下、「FS」という。） 既に国内で販売しており、それを海外展開するための想定国・地域におけるビジネスモデルを構築するもの
対象案件	脱炭素に資する環境関連技術・製品に該当するもののうち、特に「SDGs 推進」または「サーキュラーエコノミー推進」に適応可能性の高い環境関連技術や製品
助成対象	海外で実証試験、FS を実施する市内中小企業及び市内中小企業と連携する市内中小企業
助成対象経費	実証試験及び FS に要する経費全般（土木・建築工事費、機械装置等製作・購入費、マーケティング調査費、旅費交通費等）
助成金額	助成の対象となる経費に2分の1を乗じて得た額の範囲内の額とする。ただし、実証にあっては500万円、FSにあっては300万円を上限とする。

※出所：市提供資料

①（意見）助成対象経費について

【現状】

市は、株式会社ビートルエンジニアリングのFSの助成金交付予定額の決定にあたり、申請企業の旅費規程を考慮し、旅費規程に従った金額であれば助成対象経費として妥当なものとして取り扱っている。このため、特に海外出張では、役員のビジネスクラス利用による特別に加算された料金が助成対象経費に含まれることになり、また、出張日当も助成対象経費に含まれている。

その結果、助成金交付予定額として上限の300万円が決定されている。

経費内訳		予算額（円）
機械装置等費		0
労務費	人件費	1,407,000
その他経費	消耗品費	355,067

経費内訳		予算額（円）
	旅費交通費（*）	1,977,280
	外注費	2,300,000
	諸経費	0
助成対象経費合計		6,039,347
助成金交付予定額		3,000,000

※出所：市提供資料

（*）旅費交通費内訳

項目	単価	回数	助成対象経費（円）
海外渡航航空券（役員） （うち、ビジネスクラス料金）	400,730 (390,000)	1回	400,730
海外渡航航空券（社員） （うち、エコノミークラス料金）	185,730 (175,000)	3回	557,190
現地国内航空券	－	－	165,160
日本国内航空券	－	－	393,200
海外宿泊費	－	－	320,000
出張日当	－	－	141,000
助成対象経費合計			1,977,280

【意見】

役員のビジネスクラス利用による特別に加算された料金については、確かに申請企業の旅費規程に基づけば旅費として考慮されるべきものであるが、市の助成金の算定上、助成対象経費に含むべきかどうかについては、事業目的を達成するために必ずしも必要な経費とは言えないのではないかと考えられる。

また、出張日当についても助成対象経費に含まれているが、出張日当は出張中に発生する食費等の諸雑費の性格を有していることから、助成対象経費に含めるべきかどうかについては、特別に加算された料金と同様に慎重な判断が必要である。

したがって、市は、助成対象経費とすべき経費について事業目的に照らし、その達成に必要なかどうかを慎重に検討したうえで、助成対象経費と助成対象外経費について明確に区分することが望ましい。

なお、ビジネスクラスの料金をエコノミークラスの料金に置き換え、出張日当を控除したうえで助成金交付予定額を算定すると2,841千円となり、159千円の減額となる。

②（意見）助成事業の変更申請及び承認について

【現状】

北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業助成金交付要綱によれば、助成事業を変更

しようとするときは北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業変更申請書（様式 8 各号）をあらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならないとされている。変更申込書を確認したところ、いずれも変更申請書の提出及び承認が、事業期間（令和 3 年 7 月 1 日～令和 4 年 3 月 1 日）の最終日である令和 4 年 3 月 1 日に行われており、実績報告書も同日に提出されていた。

<北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業助成金交付要綱>

（助成事業の変更及び中止）

第 19 条 助成事業者は、助成事業を変更または中止しようとするときは、変更にあつては北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業変更申請書（様式 8 各号）を、中止にあつては北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業中止申請書（様式 9）を、あらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更については、この限りではない。

- （1） 別表各対象経費区分において、20%以内の額を増減する場合。
- （2） 前項の各対象経費区分のうち、一つの対象経費区分において 20%を超える額を増減する場合であっても、その増減する額が助成対象経費全体の 5%を超える増減とならない場合。

【意見】

北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業では、助成金を申請しようとする企業は、「助成金交付申請書」、助成事業の内容を記載した「事業内容」、「事業計画」、「事業予算書」ほかを市に提出する。市は「助成金交付申請書」等の内容を審査し、助成金の交付の可否を決定する。そして、交付決定を受けた申請企業は「実施計画書」を市に提出するが、「実施計画書」に記載された助成対象経費に 20%超の増減が伴う軽微ではない変更が発生した場合には「変更申請書」を提出し、承認を受けなければならない。

この点、最近では新型コロナウイルス感染症の流行長期化の影響により渡航制限等があり、事業期間中に一度も渡航することができなかったことによる変更申請書が多く提出されている。

「実施計画書」は現地での調査・実験を前提に策定されており、渡航制限による旅費の減額は、助成金額に影響を及ぼすばかりでなく、当初の「実施計画書」にも大きな影響を及ぼすと考えられる。

したがって、変更申請書の提出及び承認は、事業期間最終日に行うようなものではなく、また、実績報告書の提出日と同日に行うようなものでもない。交付要綱に「あらかじめ市長に提出し」と定められているとおり、変更の必要性が判明した場合には、速やかに変更申請書の提出及び承認が行われることが望ましい。

オ. その他全般に関する事項

①（意見）見積書の日付について

【現状】

市は、見積り合わせにより委託先を選定する際に、複数の業者から見積書を入手しているが、見積書の作成日の日付が手書きとなっているものが多く見られた。また、筆跡が似ているため、市で日付を記載しているのではないかと思われるものが散見された。

【意見】

見積書の提出は契約の申込みにあたりとされており、見積り合わせのために入手する見積書の日付は、業者からの申込みが行われた日付を明確にするものであり、見積書が市の定めた提出期限内に提出されたものであるかを確認するための重要な情報となる。

したがって、見積り合わせの実施のために、見積書の提出を業者に依頼するにあたっては、業者に作成日付の記入を求めることが望ましい。

(8) 環境監視部 産業廃棄物対策課

ア. 産業廃棄物処理推進事業

<事業概要>

事業概要	産業廃棄物の適正処理・3Rを推進するため、産業廃棄物処理業者等への立入検査や、最終処分場放流水の測定等により、産廃処理が適正に行われるよう監視指導を行う。併せて、排出・処理動向の将来見通しの分析・公表、講習会等を活用した適正処理・3R情報の普及啓発を実施する。
予算	令和3年度当初予算 12,915千円

※出所：市提供資料

① (意見) 不法投棄防止夜間・早朝監視業務の報告について

【現状】

令和3年度不法投棄防止夜間・早朝監視業務委託においては、業務として「監視業務」と「監視カメラのメモリーカード及びバッテリー交換業務」が存在する。当該業務委託に係る仕様書において、業務実施方法及び業務の報告については以下のとおり決められている。

<令和3年度 不法投棄防止夜間・早朝監視業務委託 仕様書>

4 業務実施方法
4-1 <監視業務>
(1) 監視業務は、市の指定する場所及び地域を車両で巡回監視する方法で行う。 また、一定の場所を一定時間監視する方法でも行う。
(2) 年間の実施回数は200日とする。
(3) 業務に従事する人員は2名1班とし委託業務に従事する。
(4) 業務に使用する車両は、乗用車1台とし、「不法投棄防止パトロール中」の表示を運転手側及び助手席側に掲示すること。
(5) 業務実施日時及び巡回監視コースは、別紙1「業務計画書」のとおりとする。 ただし、天候その他の状況によって実施日時を変更する場合は、市と協議の上、決定すること。
(6) 不法投棄を発見した場合には、次のとおりとする。 ～(中略)～
4-2 <監視カメラのメモリーカード及びバッテリー交換業務>
(1) 交換業務は、当課で保管するメモリーカード及び充電済みのバッテリーを当課で受け取り、対象監視カメラの設置場所まで持ち運び、交換する。交換後、当日中に当課に交換済みのメモリーカード及びバッテリーを納品する。
(2) 年間の実施回数は23回とし、交換頻度は約2週間とする。
(3) 対象監視カメラは下記の7か所とする。 ～(中略)～
5 業務の報告

5-1 <監視業務>

業務の報告は、従事した日毎の報告（日報）と月毎の報告（月報）により行う。

- (1) 日報は、業務終了日の翌日（その日が市役所の閉庁日の場合は、翌日以降初めて開庁する日）の午前中までに提出すること。

報告の様式は、別紙様式 1 を使用し、不法投棄現場の地図や写真を別に添付すること。

また、出発時と帰着時の走行距離が分かる写真を添付すること。

- (2) 月報は、毎月の 10 日（その日が市役所の閉庁日の場合は、翌日以降初めて開庁する日）までに前月の業務の実施結果を報告すること。

報告の様式は、別紙様式 2 を使用すること。

5-2 <監視カメラのメモリーカード及びバッテリー交換業務>

業務の報告は、従事した日毎の報告（日報）により行う。

- 日報は、業務終了日の翌日（その日が市役所の閉庁日の場合は、翌日以降初めて開庁する日）の午前中までに提出すること。

報告の様式は、別紙様式 3 を使用すること。

※出所：市提供資料

いずれの業務においても年間の実施回数（「監視業務」は年間 200 回、「監視カメラのメモリーカード及びバッテリー交換業務」は年間 23 回）が決められている。

「監視業務」については、月報において実施回数の報告が求められ管理されているのに対して、「監視カメラのメモリーカード及びバッテリー交換業務」については、業務の報告が求められているのは日報のみであり、月報による月の実施回数の報告などは求められていない。

【意見】

「監視カメラのメモリーカード及びバッテリー交換業務」は年間 23 回と定められているが、実績の回数を把握するには、日報の報告をカウントしていく必要がある。「監視業務」と合わせると日報の枚数は年間数百枚に及ぶため、「監視カメラのメモリーカード及びバッテリー交換業務」においても、「監視業務」と同様、月報において実施回数の報告を求め管理することが望ましい。また、現状の月報では該当月の実施回数の報告のみであるため、契約期間にかかる累計の実施回数についても報告を求め、年間の実施回数を管理することが望ましい。

②（意見）不法投棄防止監視カメラ整備事業について

【現状】

不法投棄防止監視カメラ整備事業では、次の 3 つの業務についてそれぞれ業者の選定手続を実施したうえで契約を締結している。

1. 不法投棄防止監視カメラ設置・撤去工事

2. 不法投棄防止監視カメラ点検業務委託
3. 不法投棄防止監視カメラ修繕等業務委託

「1. 不法投棄防止監視カメラ設置・撤去工事」及び「2. 不法投棄防止監視カメラ点検業務委託」については、見積り合わせにより委託先を決定しているが、「3. 不法投棄防止監視カメラ修繕等業務委託」については特命理由書による随意契約により委託先を決定している。

結果的に、これら全ての業務で株式会社ジュネックと契約を締結している。

【意見】

令和3年度においては、「3. 不法投棄防止監視カメラ修繕等業務委託」の特命随意契約の理由として、「修繕等業務を行う既存監視カメラの、機器・システム構成は、設置業者が独自に開発し組み上げ設置したものである。本業務の遂行にあたっては、ノウハウや専門性が必要であり、履行可能な業者が他にいないため、設置業者である株式会社ジュネックと特命随意契約するもの。」とされている。

一方、「2. 不法投棄防止監視カメラ点検業務委託」については2社の見積り合わせにより委託先を決定しているが、株式会社ジュネックの見積金額と他社の見積金額では大幅な乖離があり、設置業者である株式会社ジュネック以外の会社と業務委託契約を締結するとは考えにくい。また、点検についても一定のノウハウや専門性が必要であると考えられる。

結果として全ての事業で監視カメラの設置会社である株式会社ジュネックが選定されているが、不法投棄防止監視カメラ整備事業については、監視カメラを設置した業者がその後の点検・修繕を実施することが合理的であると考えられるため、業務の効率性や経済性を考慮すると3つの業務の一本化を検討することが望ましい。

なお、令和4年度においては、「1. 不法投棄防止監視カメラ設置・撤去工事」を見積り合わせとしており、「2. 不法投棄防止監視カメラ点検業務委託」及び「3. 不法投棄防止監視カメラ修繕等業務委託」については、特命随意契約としている。

③（意見）リース取引に該当するかについて

【現状】

不法投棄防止監視カメラリース契約について、以下のとおりである。

件名	不法投棄防止監視カメラリース契約
契約先	扶桑電通株式会社 北九州営業所
契約金額	総額 6,464,303 円 (うち取引にかかる消費税及び地方消費税 478,837 円)
契約保証金	免除
履行期間	平成30年11月15日から平成35年3月31日まで
契約書 (一部抜)	(設置費用等の負担) 第9条 この契約に基づく物件の設置に要する全ての費用は、受注者

料)	<p>(賃貸人)の負担とする。</p> <p>2 受注者は、契約履行期間満了後仕様書に掲げる全ての機器等を発注者に無償で譲渡するものとする。</p> <p>(契約の変更等)</p> <p>第 10 条 発注者(北九州市)は、必要がある場合は、受注者と協議の上、この契約の全部または一部を解除し、若しくは変更し、またはその履行を一時中止させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を補償するものとし、その補償額は、発注者受注者協議して定める。</p>
----	---

なお、環境局環境監視課においても、以下の大気汚染常時監視システム賃貸借契約を締結していた。

件名	大気汚染常時監視システム賃貸借
契約先	株式会社 JECC 九州支店
契約金額	総額 67,366,200 円 (うち取引にかかる消費税及び地方消費税 6,124,200 円)
契約保証金	免除
履行期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
賃貸借契約書 (一部抜粋)	<p>(契約の変更等)</p> <p>第 7 条 発注者(北九州市)は、必要がある場合は、受注者と協議の上、この契約の全部または一部を解除し、若しくは変更し、またはその履行を一時中止させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を補償するものとし、その補償額は、発注者受注者協議して定める。</p> <p>(履行期間終了後の措置)</p> <p>第 21 条 この契約の履行期間終了後の措置について、大気汚染常時監視システムの一式を発注者に譲渡する。発注者から要請があれば、譲渡する一式の一覧表を提出すること。</p>

(注) 上記契約は平成 26 年 8 月 5 日に締結した賃貸借契約書第 21 条(契約期間満了後の措置)に基づく再リース契約である。

【意見】

市は、上記 2 件の取引について賃貸借契約を締結しているため、それに基づき賃貸借処理により会計処理を行っている。しかし、上記 2 件の契約の経済的実態はリース取引であると考えられるため、経済的実態に応じた契約書により契約を締結することが望ましい。

実際に、大気汚染常時監視システム賃貸借契約では、契約書内に再リース条項が盛り込まれており、それに従い再リース契約を締結している。また、不法投棄防止監視カメラリース契約では、入札にあたりリース契約仕様書が作成されており、リース取引であることが伺える。さらに、上記2件の契約では、履行期間の満了後に全ての機器等を発注者（市）に譲渡する旨が定められており、所有権移転ファイナンス・リース取引に該当するように見受けられる。

この点、市のホームページの財政状況に関する資料に掲載されている統一的な基準による財務書類（令和2年度決算財務書類）の注記（一般会計等）において、以下の記載がなされている。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く）は自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

上記2件の契約については、賃貸借契約なのかリース取引なのかを明らかにしたうえで、リース取引として認識されたのであれば、リース資産への計上を検討する必要がある。

今後においては、経済的実態がリース取引に該当する取引については、約款等も含め、リース契約を締結した上で、注記に記載された市の会計方針に従った会計処理を行うことが望ましい。

④（意見）不法投棄防止監視カメラのリース契約について

【現状】

市は、不法投棄防止監視カメラのリース契約を締結するにあたり、物品等供給契約登録業者のうち、取引品目に電算機器のリースを含む全ての市内業者（3社）及び準市内業者（18社）に対し、入札参加への意思確認を行った。その結果、5社から入札参加の意思表示を受けたが、その後4社から入札不参加の申出があり、入札が中止となった。

入札辞退の主な理由は、「機器が揃えられない」及び「メンテナンスが対応できない」とのことであった。

そこで、市は再入札を行うため、変更可能な条件である機器について仕様書の見直しを行い、入札不参加の申出があった4社に対して入札の意向を確認したが、「メンテナンスの仕様が変わらない限り入札に参加しない」との回答と得ている。

これを受け、市は市外業者（76社）に対して入札参加の意向を確認したが、入札に参加する業者が無く、最終的には当初から入札参加の意向を示していた1社と特命理由書による随意契約によりリース契約を締結している。

【意見】

市の業務委託契約事務の手引きによると、仕様書の作成上の留意点として「原則として

軽微な事項を除いて契約の変更は認められないため、委託業務の内容を十分に検討した上で可能な限り明確な仕様書を作成しなければならない。」とされている。

この点、市外業者を含めて 97 社に対して入札の意向を確認したにもかかわらず、最終的に 1 社しか入札に参加する意向を示していない状況に鑑みると、市の作成した仕様書が「委託業務の内容を十分に検討した」ものとは言えないのではないかと考えられる。

入札の目的は、誰でも公平に参加できるように競争の機会を確保することであり、これは市が適切に仕様書を作成することにより達成することが可能となる。

したがって、市は、仕様書を作成するにあたり、委託業務の内容を十分に検討した上で、一般的に受け入れやすい仕様書を作成し、入札の透明性及び経済合理性を確保することが望ましい。

⑤（意見）「北九州市産業廃棄物許可業者検索システム」の更新について

【現状】

産業廃棄物許可業者を検索できるようにするため、市は「北九州市産業廃棄物許可業者検索システム」を構築している。当該システムの更新については、年 1 回（毎年 4 月 1 日）のみであり、報告書作成日（10 月 6 日）にサンプルで検索したところ、許可期限が到来済の事業者が散見されている状況である。

～例示～



（補足）許可期限が 2022 年 6 月 28 日となっている。

【意見】

市の担当者に確認したところ、許可期限の更新は行っているものの、検索システム上への更新がなされていないとのことであった。このような状況においては、システム利用者にとって、検索された事業者が適切に許可期限の更新をしているか否かは明らかではないと言える。

そのため、今後においては、システムを適時に更新できる体制を構築することが望まれる。

⑥（意見）「ゆめみらいワーク 2021」出展補助業務について

【現状】

市は、産業廃棄物業界の採用活動の向上を目指し、「北九州ゆめみらいワーク 2021」に展示ブースを出展している。詳細については、以下のとおりである。

業務内容	<p>産業廃棄物対策課では、「令和 2 年度 産業廃棄物処理業高度化促進業務委託」において検討した内容及び有識者会合における委員意見等に基づき、引き続き北九州市の産業廃棄物処理業の人材育成・人材確保を支援している。</p> <p>この人材育成・人材確保を支援するため、市は、市内の産業廃棄物処理業を広く市民等に PR することを目的に「北九州ゆめみらいワーク 2021」に出展している。</p> <p>「北九州ゆめみらいワーク 2021」への出展に関しては、レイアウト、展示物等の出展内容の検討、必要資材の手配、設営、運営補助、撤去等の出展支援及び来場者アンケートの集計等について業務委託している。</p>
委託期間	契約締結の日から令和 4 年 2 月 28 日まで
委託業務	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 北九州ゆめみらいワーク 2021 出展ブース運営 ➤ 出展ブースの検討・設営 ➤ 出展支援・運営補助等 ➤ 来場者アンケートの集計
委託料	<p>1,888,700 円</p> <p>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 171,700 円)</p>
出展ブース	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 展示物 <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルメダル ・鉄・非鉄・プラスチック類自動選別機の模型 ・メディアペール ➤ 体験コーナーの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・汚水の浄化試験（実演） ➤ 業界で働く人々のイメージ放映 ➤ その他

【意見】

今回の、北九州ゆめみらいワーク 2021 には 3,330 名の高校生が団体来場しており、市外から来場している高等学校もあった。

この点、出展後の内部での意見交換では展示内容やノベルティグッズについて、高校生

の評判が良かった点が挙げられており、3,300 名を超える来場者数を見ても、今回の出展は一定程度の成果を挙げたのではないかと評価できる。

ただし、人材育成や人材確保は本来的には産業廃棄物業界が主体となって行うべきものであり、それに代わって市が主体となって当該業務を行うためには、業務を実施したことによる効果を明確にする必要があると言える。今回の出展に関しては、反省点や次回の出展に向けての意見交換等も行われているが、初出展ということもあり、実際にどのような影響を産業廃棄物業界に与えたかといったことや実際に人材確保につながったかどうかについて把握できていない。

そのため、実施した業務が産業廃棄物業界に与えた成果を明らかにし、産業廃棄物業界の人材育成や人材確保を支援することが適切であったかを検証することが必要と考える。

⑦（意見）「令和3年度北九州市産業廃棄物3R適正処理推進講習会」について

【現状】

令和4年2月10日に「令和3年度北九州市産業廃棄物3R適正処理推進講習会」が行われており、当講習会の内容は、令和4年2月24日から3月11日の期間においてYouTubeで配信が行われていた。

当講習会の参加者は、会場参加者：49名（45事業者）、YouTube配信申込者：671名（388事業者）であった。当講習会のアンケートにおいてもYouTubeでの配信は好評であり、今後も継続して欲しいという意見が多数見受けられた。

【意見】

上述のとおり、YouTubeでの配信期間は令和4年2月24日から3月11日と限定されており、その後は閲覧できない状態である。市内の産業廃棄物の適正処理・3Rを推進するという目的を踏まえると、配信期間を制限するよりも、自由に閲覧できるようにした方が目的に資すると考えられる。また、資料等のダウンロードも可能とし、講習会の配信と合わせて、企業内での社員教育に利用してもらうなど、コンテンツとしての利用価値を高める方法を模索することが望まれる。

(9) 循環社会推進部 循環社会推進課

ア. 第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画推進事業

<事業概要>

事業内容	廃棄物処理法第6条の規定により策定した「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」に基づき、ごみの減量化・資源化の推進を図る。			
計画目標	計画目標の項目	2019(令和元)年度 (基準年度)	2025(令和7)年度 (中間目標年度)	2030(令和12)年度 (最終目標年度)
	市民1人一日あたりの家庭ごみ量(※1)	468 g	440 g 以下	420 g 以下
	事業系ごみ量 (市の施設で処理した量)	180,582t	167,192t 以下	157,682t 以下
	リサイクル率(一般廃棄物)(※2)	28.0%	30%以上	32%以上
	うち、家庭系リサイクル率	33.1%	34%以上	36%以上
	一般廃棄物処理に伴い発生するCO ₂ 排出量(※3)	88 千 t	60 千 t 以下	60 千 t 以下
	産業廃棄物の最終処分量(※4)	203 千 t (H30 実績)	185 千 t 以下	170 千 t 以下
	※1：家庭系ごみの将来予測値／推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)／年間日数 ※2：リサイクル率＝資源化量／(ごみ量＋資源化量) ※3：CO ₂ 排出量は、一般廃棄物の収集運搬、焼却、最終処分が発生したCO ₂ 排出量から、焼却工場で発電し、売電した電力をCO ₂ 換算(売電量×CO ₂ 排出係数)した排出量を差し引いて算出 ※4：これまでの経済動向をベースに、削減努力を継続した場合の将来予測値を目標値として設定			

※出所：市提供資料

① (意見) 各年度における計画について

【現状】

第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画において、中間目標年度と最終目標年度の目標数値は設定されているものの、各年の目標値は設定されていない。

【意見】

目標値の達成には、年々の努力により少しずつ達成していくものもあれば、特定の年度の実施事業により一気に達成するものもあると考えられる。最終目標年度である令和12年度までにどのように達成していくかは指標ごとに異なると考えられるが、各年時点で計画

が順調かどうかを判断することは、目標達成に対して有効であると考えられる。

そのため、現状の事業計画を踏まえて各年の目標値を設定し、実績との比較分析、さらには今後における施策の見直しを検討することが望まれる。

イ. 北九州市プラスチックスマート推進事業

<事業概要>

事業目的	<p>世界的な課題となっているプラスチックごみ問題に関し、国は令和元年 5 月、「プラスチック資源循環戦略」を策定し、今後はこれに基づく施策を進めることとしている。</p> <p>市としても、国の動向と歩調を合わせながら、これまでの取り組みに加え、コロナ後の情勢を鑑みながら、さらなるプラスチックごみの資源循環に向けた施策に取り組んでいく必要がある。</p>
事業内容	<p>北九州プラスチックスマートアクション～プラスチックとうまく付き合いおう～の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市におけるプラスチックごみ対策をまとめた専用ウェブサイトを作成する。 ・市内の店舗や飲食店を対象として、消費者が「不要な使い捨てプラを断りやすくなる」「分別をしやすくなる」等の取組を実施していることを要件とする「プラスマアクション協力店」を募集し、専用ウェブサイトで紹介する。 ・さらに、当事業の専用ステッカー、ロゴ、店内放送用音声等のツールを製作し、店内やウェブ上で頻繁に見聞きする環境をつくり、「不要な使い捨てプラスチックを発生させない」行動を市民に促していく。
予算	令和 3 年度当初予算 2,000 千円

※出所：市提供資料

①（意見）専用ウェブサイトのアクセス管理について

【現状】

市におけるプラスチックごみ対策をまとめた専用ウェブサイトを令和 4 年 3 月末に公開しているが、7 月現在においてアクセス数の管理などは行われていない状況である。

【意見】

専用ウェブサイトを新たに公開しても検索等から市民が当サイトに行きつくことは困難であると考えられる。市のホームページからの誘導や、SNS 等を活用するなどして、市民の目に触れる機会が増えるような施策を打つことが望まれる。

また、その効果や専用ウェブサイトの有用性を適切に把握するために、アクセス数などを適時モニタリングすることが望ましい。

②（意見）専用ウェブサイトの有効性について

【現状】

市におけるプラスチックごみ対策をまとめた専用ウェブサイトでは以下のメニューについて紹介が行われている。

- ・使い捨てプラスチックのお話し
- ・私たちにできるこんなこと

- ・北九州市の取り組み
- ・北九州市プラごみダイエツト協力店
- ・プラスチック製容器包装の分別・リサイクルについて
- ・教えて、ていたん (Q&A)

このうち「プラスチック製容器包装の分別・リサイクルについて」で紹介されている内容については、市のホームページのプラスチック製包装容器のページの内容とほぼ同じであった。

(専用ウェブサイト)

(市ホームページ)



【意見】

重複する内容であれば、いずれかのサイトにアクセスを集約することが望ましい。

今回制作した専用ウェブサイトの認知度を高めることを目標とすれば、市ホームページのプラスチック製包装容器のページにアクセスした場合に、専用ウェブサイトの該当ページに飛ぶように設定すれば、専用ウェブサイトのアクセス数を高めることが可能となる。そこから他のページへ誘導するなど、専用ウェブサイトの有用性を高める施策を取ることが望ましい。

ウ. 古紙・古着リサイクル推進事業

<事業概要>

事業目的	一般廃棄物の減量化・資源化促進のため、古紙・古着回収奨励金の交付等を通じ、市民団体による集団資源（古紙・古着）の回収活動を支援する。			
事業内容	ごみの資源化・減量化を図るため、北九州市内の家庭から排出される資源化品目（注 1）の回収活動（以下、「集団資源回収」という。）を行っている団体、及び業者に対して、以下の奨励金を交付している。			
		奨励金	内容	交付対象
	北九州市集団資源回収奨励金	ごみの資源化・減量化を図るため、集団資源回収を行っている団体に対して奨励金の交付を行っている。	子ども会、町内会、自治会、PTA 等市内の地域団体で組織された集団資源回収団体（以下「団体等」という。）、まちづくり協議会	
	北九州市まちづくり協議会古紙回収地域調整奨励金	概ね小学校区を単位に設置されている地域団体の協議体であるまちづくり協議会のうち、校区内の資源回収活動の調整や広報・啓発を行っている団体に対して奨励金の交付を行っている。	まちづくり協議会	
北九州市古紙回収業者回収奨励金	ごみの資源化・減量化を促進するため、北九州市内の集団資源回収団体による古紙回収活動が円滑かつ安定して行われるよう、奨励金の交付を行っている。	古紙回収業者及び計量業者（以下、「古紙回収業者等」という。）		
予算	令和3年度当初予算 209,114 千円			

※出所：市提供資料

注 1：再生利用が可能な古紙（新聞、雑誌、段ボール、雑紙）及び古着

①（意見）提出書類の電子化について

【現状】

市は、書面により提出された「奨励金交付申請書（以下、「交付申請書」という。）」及び「集団資源回収活動実績報告書（以下、「実績報告書」という。）」に基づいて奨励金の支払いを行っている。実績報告書は 6 枚複写であり、書類の作成・保管状況は下記の概略図のとおりである。

（奨励金交付申請書及び関連する提出書類）

まちづくり協議会提出書類	
北九州市まちづくり協議会古紙回収地域調整奨励金交付申請書（A）	
まちづくり協議会（主に小学校区で分けられた地域組織）が地域内の古紙回収量を集計して、上期と下期の年 2 回作成・提出する。	
北九州市まちづくり協議会古紙回収地域調整奨励金交付請求（B）	
奨励金の振込先口座を指定する。上期と下期の年 2 回作成・提出する。	
古紙回収業者等提出書類	
北九州市古紙回収業者奨励金交付申請書兼実績報告書（C）	
回収業者が回収実績を集計し、上期と下期の年 2 回作成・提出する。	
北九州市古紙計量業者奨励金交付申請書兼実績報告書（D）	
計量業者が計量実績を集計し、上期と下期の年 2 回作成・提出する。	
北九州市古紙回収業者奨励金等交付請求に関する振込口座及び委任状（E）	
回収業者、計量業者共通の様式で、奨励金の振込先口座を指定する。 上期と下期の年 2 回作成・提出する。	
請求書兼領収書（F）	
回収業者、計量業者共通の様式。上期と下期の年 2 回作成・提出する。	
共通（団体等・まちづくり協議会・古紙回収業者等）提出書類	
集団資源回収活動実績報告書（G）	
団体等の実績報告書を集計して、上期と下期の年 2 回作成・提出する。団体等が回収した資源化物量について、回収業者、計量業者が回収集計結果を記入している。	

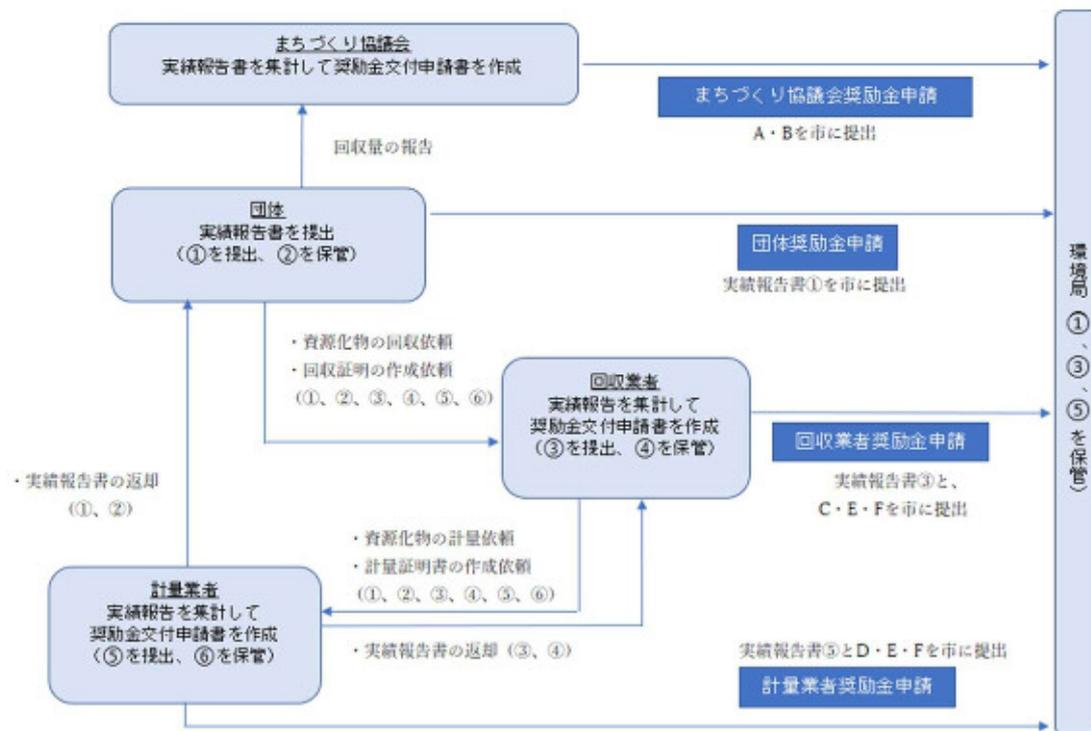
（G）の 6 枚複写の内訳

- | |
|-----------|
| ①団体⇒環境局 |
| ②団体控 |
| ③回収業者⇒環境局 |
| ④回収業者控 |
| ⑤計量業者⇒環境局 |
| ⑥計量業者控 |

※市提供資料をもとに監査人が作成

注 1：（A）～（F）、①～⑥は次の関係概略図に対応

(関係概略図)



市は、奨励金の支払いに際して、提出された実績報告書（①、③、⑤）に記載された集団資源回収量をそれぞれ集計して整合性を確認するとともに、提出された交付申請書（A、C、D）の正確性を検証している。

(書類の提出状況)

提出書類	交付対象	交付金金額
・北九州市まちづくり協議会古紙回収地域調整奨励金交付申請書(A) ・北九州市まちづくり協議会古紙回収地域調整奨励金交付請求(B) ※奨励金の振込先口座の指定	上期：135 団体 下期：136 団体	上期：14,246 千円 下期：14,451 千円
(回収業者) ・北九州市古紙回収業者回収奨励金交付申請書兼実績報告書(C) (計量業者) ・北九州市古紙計量業者奨励金交付申請書兼実績報告書(D) (共通)	上期：27 業者 下期：26 業者	上期：2,536 千円 下期：2,527 千円

提出書類	交付対象	交付金金額
・北九州市古紙回収業者奨励金等交付請求に関する振込口座及び委任状(E) ・請求書兼領収書 (F)		
・集団資源回収活動実績報告書 (G)	上期：1,579 団体 下期：1,605 団体	上期：52,891 千円 下期：53,006 千円

【意見】

奨励金の交付対象は 1,500 団体を超えており、奨励金の交付申請書に係る書類枚数が多量になることから、集計・検証にも時間的・人的資源を要して作業負担になっている状況である。これらを解消するために実績報告書及び交付申請書の電子化を検討することが望まれる。

また、多量の書類を電子化することにより、紙資源の減量化や、書類の保管場所を削減する効果も期待できる。

現状、市も電子による報告を検討しているとのことであるが、まちづくり協議会、業者等の担当者に高齢者も多いこともあり、なかなか受け入れられないとのことである。

担当者の意見を聞くのみでは現状を変えることは難しいと考えられるため、市で電子化の方策を検討し、期限を設けて電子化を進めるといった方法が考えられる。

② (意見) 提出書類の簡略化について

【現状】

市は奨励金の交付申請手続きに関連して、各年度の上期及び下期の奨励金の支払いの度に、支払口座に関する書類の提出を受けている。

提出者	提出書類	申請者
まちづくり協議会	北九州市まちづくり協議会古紙回収地域調整奨励金交付請求 (B)	上期：135 団体 下期：136 団体
古紙回収業者等	北九州市古紙回収業者奨励金等交付請求に関する振込口座及び委任状 (E)	上期：27 業者 下期：26 業者

【意見】

奨励金の交付対象は 100 団体を超えており書類枚数が多く、確認作業に時間的・人的資源を要して作業負担になっている状況である。また、奨励金の支払い口座は毎回変更されるものではないことから、変更がない場合には毎回提出を受ける必要性も乏しいと考えられる。従って、支払口座に変更がある場合にのみ口座に関する書類の提出を受けること等により、事務手続きの簡略化を進めることが望ましい。

なお、団体等に対する奨励金については、登録された支払口座に変更がある場合にのみ書類の提出を受けることになっており、事務手続きが簡略化されている。

エ. 食品提供マッチングモデル事業

<事業概要>

事業目的	小売事業者等から食品提供を掘り起こすとともに、食品を必要としている施設・団体等とのマッチングを行い、食品を食品として無駄なく活用するルートを確立することで、事業系食品ロスの減量及び子ども食堂や貧困者支援に取り組むNPO等の団体の活動支援につなげる。
事業概要	(1)提供者の掘り起こし～事業者へのヒアリング等 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の食品事業者に、食品提供に関する情報を提供し、認識を深めてもらう (2)マッチング <ul style="list-style-type: none"> ・提供に興味を示す企業と、食品を必要としている団体サイドとのマッチングを行う ・提供実施までをサポートする (3)先行事例の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・実証事業等による課題を把握し、解決策を検討する ・市内での食品提供の手引き等を作成し、事業者へ配布
予算	令和3年度当初予算 3,000千円

※出所：市提供資料

①（意見）今後に向けた施策について

【現状】

食品提供マッチングモデル事業は単年度事業として行われており、一般社団法人資源循環ネットワークと食品提供マッチングモデル事業に関する支援業務委託契約が行われている。本事業では市内の食品関連事業者、食品を必要としている施設・団体等を対象にヒアリング調査等を実施して、市の実態に即したマッチングシステムを検討し、持続的なシステム構築に向けた課題と対策、食品ロスの削減効果等について整理している。さらに、今後の食品ロス削減及びマッチング事業の推進による子ども食堂やフードバンク等の活動支援につなげるための方策について検討し、報告書が提出されている。

報告書においては、食品提供マッチング事業推進に向けた方策が以下のとおり示されている。

対象者	取り組みの方向性	具体的な方策
スーパー	<ul style="list-style-type: none"> ・提供可能な食品の有無など情報収集 ・フードドライブ活動の推進に向けた実施体制整備への支援 	協議会などと連携した情報収集、食品提供のモデル事業
		食品ロス削減に資するアプリなどの開発支援、紹介
その他食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・マッチングアプリの利用促進 ・フードバンクや子ども食堂 	業界団体と連携したアンケートやヒアリングによる情報収集
		食品提供やフードドライブへの協

対象者	取り組みの方向性	具体的な方策
	への食品提供、フードドライブ活動などの周知	力を喚起するための手引き書の作成、配布
運輸・倉庫事業者	・食品の保管や運搬に関する協力の可否に関する情報収集	業界団体と連携した情報収集 食品の保存や受け渡しの協力依頼、モデル実験の実施
フードバンク	・食品提供の拡大に向けた連携	フードバンクが構築したシステムの利用促進 定期的な情報交換やフードパントリーなど協同事業の実施
子ども食堂	・子ども食堂ネットワーク北九州と連携した食品提供の支援	子ども食堂などに食品提供が可能な事業所を紹介
市民・事業者	・フードドライブ、食品ロス削減に向けた取り組みの周知 ・フードバンクや子ども食堂の取り組み紹介と取り組み	市HPでフードドライブ実施状況の周知 食品ロスの削減と食品ごみ減量、SDGsの推進に向けたパンフレットの作成、広報 フードバンクや子ども食堂の取り組み支援体制の構築（運営助成、人的サポートなど）
その他	・ICTを活用した効率的なマッチングシステムの構築	IT企業と連携した食品提供マッチングに資するアプリ開発

※出所：食品提供マッチングモデル事業に関する支援業務委託 報告書

【意見】

食品ロス削減及びマッチング事業の推進による子ども食堂やフードバンク等の活動支援は、今後、市として注力する価値のある取り組みであると考えられ、本事業における各種調査で今後に向けての方策が明らかとなったのであれば、単年度事業として終わらせるべきものではないと考えられる。今後においても、報告書において示された食品提供マッチング事業推進に向けた方策に対し、全般的に対応することが望ましい。

オ. 広げよう食品ロス・生ごみ削減の環づくり事業

<事業概要>

事業目的	食品ロス削減の取り組み「残しま宣言」運動の普及・啓発や生ごみリサイクル講座等の実施によって、生ごみの減量化、資源化を推進する。
事業内容	食品ロス削減の取り組み「残しま宣言」運動の普及・啓発のより一層の充実を図るため、より多くの市民が、3R の意識を醸成できるよう、リデュースクッキング講座や生ごみリサイクル講座等を通じて働きかけを行う。
予算	令和3年度当初予算 7,800 千円

※出所：市提供資料

①（意見）生ごみ堆肥の受入・リサイクル推進について

【現状】

家庭から発生する生ごみの減量化・資源化を進めるため、市は生ごみを堆肥化する「生ごみコンポスト化容器活用講座」等の市民講座や、生ごみコンポストアドバイザーの育成により、生ごみリサイクルを推進している。しかし、堆肥の利用先が十分でないことから生ごみのコンポスト化に取り組めていない市民もいるため、より多くの市民が生ごみ堆肥化に取り組みやすいよう、各家庭で堆肥化に取り組んだもの（以下、「処理物」という。）の回収を行っている。

回収した処理物を完全に熟成させ堆肥化した後に農家等で活用することで、生ごみの減量化及び資源化の地域循環に取り組むため、市は処理物の受入及び熟成に関する業務を事業者に委託している。

処理物の受入実績の年度別の推移は、以下のとおりである。

<処理物の受入実績の状況>

年度	H28 年度 (注1)	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度 (注2)	R3 年度
受入量	78.6 kg	62.5 kg	1.8 kg	17.9 kg	- kg	36.0 kg

※出所：市提供資料

(注1) 当該業務は H28 年度から開始している。

(注2) 新型コロナウイルス感染症の影響により市民講座が開催されていない。

【意見】

令和3年度の受入実績は 36.0 kg（委託額 396 円）であり、過去の受入実績を見ても当該業務が積極的に利用されているとは言い難い状況である。回収場所が 6 カ所であり、市民が直接持ち込む必要があることから、多くの市民にとって利用しやすい制度となっていなかったと考えられる。

堆肥の利用先については、そもそも外部に引き取ってもらうのではなく、市内の学校や公園等で利用してもらえるように無料配付することにより、市民や子供たちへの意識づけ

や業務委託料の削減に資することになると考えられる。また、このような受入体制を構築することにより、生ごみの堆肥化が増えることも期待される。

今後においては、どのようにすれば効果が上がるのかといった観点で、事業内容の見直しを図ることが望ましい。

(10) 循環社会推進部 業務課

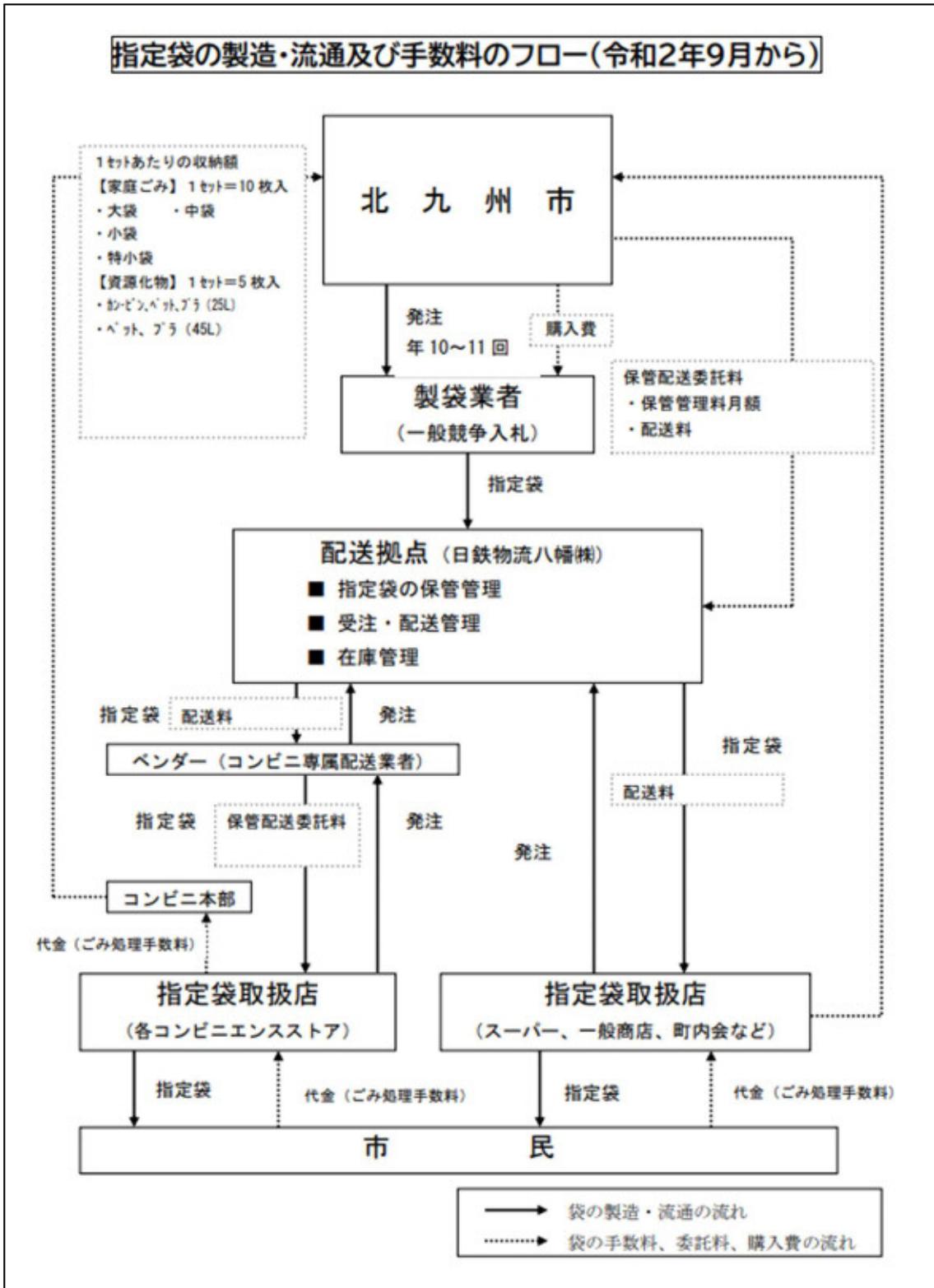
ア. ごみ収集指定袋制実施事業

<事業概要>

事業内容	市が指定袋を生産、販売し、市民からごみ処理手数料を徴収することにより、市民のごみ処理コスト意識を醸成し、分別排出を推進するなどしてごみの資源化・減量化を図る。
予算	令和3年度当初予算は以下のとおりである。 ・ごみ収集指定袋制実施事業 219,394千円 ・ごみ収集指定袋制実施事業（債務負担） 172,053千円 ・ごみ収集指定袋制実施事業（保管配送） 36,139千円
指定袋の製造・流通及び手数料のフロー	指定袋の製造は、発注の都度、一般競争入札により製袋業者に依頼を行っている。製造された指定袋は配送拠点となる日鉄物流八幡株式会社（以下、「保管配送業者」という。）に納品され、検品、受注・配送管理、在庫管理等が行われている。 当該配送拠点からコンビニエンスストア、スーパー、一般商店などの指定袋取扱店に納品され、市民への販売が行われる。

※出所：市提供資料

指定袋の製造・流通及び手数料のフロー(令和2年9月から)



※出所：市提供資料

①（結果）廃棄品の管理について

【現状】

指定袋取扱店に納品された指定袋について破損品が発見された場合、破損品は保管配送業者が回収し、予備分在庫から代替りの指定袋が納品される。この回収された破損品については、保管配送業者が保管し、市担当者が在庫管理実地検査時、受取り廃棄している。

【指摘事項】

この廃棄品の発生については、保管配送業者から毎月市に提出される「北九州市指定袋請求金額内訳表」の交換・返品依頼の数量や予備分保管在庫明細の出庫数量などによりある程度の子測はできるものの、当該資料からその詳細を把握することは困難である。

さらに、廃棄の際に、市担当者が受け取ったことを確認できる書類は存在しないとのことである。

ただし、現状、個別の保管配送業者と袋を取り扱う店舗の間の袋の受け渡しについて詳細な報告を受けていないが、市からの依頼により、保管配送業者で記録、保管、管理されている「発注管理書」から移動の詳細を追跡することは可能であるとのことである。

廃棄品といっても、1セット（指定袋10枚）の外袋が破損した場合などもあり、このような場合は中身の指定袋については問題なく使用できると考えられ、私的に利用するために持ち帰るといったことを未然に防止するという観点からも、適切に管理する必要があると考えられる。

そのため、廃棄品についても移動の詳細、廃棄する際には廃棄数量等の情報を資料としてまとめたうえで管理すべきである。

②（結果）在庫管理について

【現状】

製袋業者から納品される指定袋には、発注分の他に納品時検査分及び予備分として一定数（例えば、大袋の場合5箱）の無償提出分が存在する。指定袋の保管・配送の委託を受けている保管配送業者では、発注分を通常在庫として管理し、納品時検査分及び予備分を予備分在庫として別管理を行っている。

指定袋の発注は通常年10回～11回ほど行われるため、これに伴い予備分在庫の入庫も発生する。一方、予備分在庫は検査用、若しくは、正常品に破損等が生じた場合の交換などでしか利用されないため、予備分在庫は年々積み上がっている状況である。

<北九州市指定袋（家庭ごみ用）共通仕様書>

II 外箱・梱包・その他必要事項について

～(中略)～

納品時の検査

1 目的

実際に本市が指示する指定袋保管場所に納品される指定袋が、本仕様並びに本市の指示した事項及び本市と協議の上決定した事項に適合することを確認するために実施する。

2 納品時検査について

(1) 納品時検査分の無償提出および証明書の提出について

納品時検査及び予備として、各種 5 箱 (2,500 枚) ならびに各種外箱 (大・中各 20 箱、小 10 箱、特小 5 箱) を無償で提供すること。

なお、無償提供分については納品数に含まない。

また、事前検査時と同様、別紙 4 に定める試験項目について、第三者機関が検査し、適合したことの証明書を本市に提出すること。なお、検査費用は落札業者が負担すること。

(2) 確認方法

事前検査の確認方法と同様とする。

※出所：市提供資料

<保管在庫明細 令和 4 年 3 月分>

種別	前月残		入庫		出庫		当月残	
	箱	セット	箱	セット	箱	セット	箱	セット
大袋	9,365	0	5,000	0	2,761	0	11,604	0
中袋	11,187	0	5,700	0	3,236	0	13,651	0
小袋	4,759	0	3,020	0	1,811	0	5,968	0
特小袋	1,745	0	1,400	0	866	0	2,279	0
かん・びん	4,774	0	0	0	772	0	4,002	0
ペットボトル大	1,441	0	0	0	264	0	1,177	0
ペットボトル小	2,077	0	0	0	349	0	1,728	0
プラスチック大	5,149	0	0	0	888	0	4,261	0
プラスチック小	5,404	0	0	0	830	0	4,574	0

※出所：市提供資料（一部監査人加工）

なお、各種別の箱・セット・枚数の関係は以下のとおりである。（予備分保管在庫についても同様）

	大袋	中袋	小袋	特小袋	かん・びん	ペットボトル大	ペットボトル小	プラスチック大	プラスチック小
セット/箱	1箱 50 セット	1箱 50 セット	1箱 50 セット	1箱 50 セット	1箱 100 セット				
枚数/セット	1セット 10枚	1セット 10枚	1セット 10枚	1セット 10枚	1セット 5枚	1セット 5枚	1セット 5枚	1セット 5枚	1セット 5枚
枚数/箱	1箱 500枚	1箱 500枚	1箱 500枚	1箱 500枚	1箱 500枚	1箱 500枚	1箱 500枚	1箱 500枚	1箱 500枚

<予備分保管在庫明細 令和4年3月分>

種別	前月残		入庫		出庫		当月残	
	箱	セット	箱	セット	箱	セット	箱	セット
大袋	95	642	5	0	2	15	98	627
中袋	112	818	5	0	0	17	117	801
小袋	121	725	5	0	0	0	126	725
特小袋	64	510	5	0	0	1	69	509
かん・びん	42	544	0	0	0	1	42	543
ペットボトル大	43	553	0	0	0	0	43	553
ペットボトル小	43	457	0	0	0	1	43	456
プラスチック大	43	557	0	0	0	15	43	542
プラスチック小	37	671	0	0	0	1	37	670

※出所：市提供資料（一部監査人加工）

また、実地棚卸の立会に関して、北九州市指定ごみ袋等保管配送業務仕様書において、「本市が委託する業務について、本市が立入検査する必要があると認めるときは、速やかに応じること。本市が前項による立入検査を実施する際には、必ず同席すること。」と定められている。当該条項に基づき、市は年に1回程度、市担当者立会いの下、実地棚卸を行っている。当該実地棚卸に関する資料を閲覧したところ、対応する資料は通常在庫分しかなく、予備分在庫については資料を確認できなかった。

【指摘事項】

実地棚卸に関する資料について市担当者へヒアリングしたところ、予備分在庫に対しても実地棚卸は行っていたが、資料として残す決まりになっていなかったとのことである。

現状、指定袋は通常在庫と予備分在庫に分けて管理されているが、指定袋自体はいずれの在庫でも何ら変わることはなく、換金価値を有する資産であると考えられるため、同じレベルでの管理する必要があると考える。

そのため、適切な在庫管理や効率性の観点から、予備分在庫についても通常在庫と同様のレベルの管理方法を検討すべきである。

③（意見）実地棚卸の立会について

【現状】

業者が実施するごみ袋の実地棚卸について、令和2年度までは市の担当者が立ち会いをしていたが、令和3年度は行われていない状況であった。

【意見】

市担当者へヒアリングしたところ、新型コロナウイルス感染症により保管配送業者との予定が合わず実施できなかったとのことである。

指定袋の在庫数量については、毎月、保管配送業者から報告を受けているが、年に1回程度は実地棚卸により実在庫数量を確認することが望ましい。

そのため、実地棚卸に市担当者が立ち会うことが望ましく、仮に立会ができなかった場合においても、保管配送業者が実施した実地棚卸の結果を入手し、確認することが望まれる。

④（意見）指定袋取扱店であるコンビニにおける在庫管理について

【現状】

指定袋取扱店であるコンビニへの指定袋の配送については、コンビニ専属配送業者であるベンダーを通して行われる。そして毎月の配送の状況・在庫状況等については、各ベンダー及び各コンビニからそれぞれ報告を受け、各報告における納品状況の整合性が確認されている。

ここで、指定袋取扱店であるコンビニから市へ納める手数料収納額の計算方法（認識タイミング）には以下の2通りがある。

ア）配送拠点等から指定袋取扱店に指定袋が納品された時点（1か月単位で集計）

イ）指定袋取扱店において市民へ販売された時点（1か月単位で集計）

「北九州市ごみ処理手数料収納事務委託仕様書」において、手数料の払い込みについて上記2つのパターンが認められており、在庫管理などについても以下のとおり定められている。

<北九州市ごみ処理手数料収納事務委託仕様書>

7 受注者(注1)は、引渡しを受けた指定袋及び納付券を適正に保管し、常に交付等の状況を明らかにしておかなければならない。

8 受注者は、収納状況及び在庫数等について、発注者(注2)の求めに応じ、報告しなければならない。

～(中略)～

11 手数料の払込みは次により行うこと。

(1) 受注者は、発注者が交付する払込書に明細を付して、収納した1か月分の手数料額から、委託契約書第16条の額(1円未満切り捨て)を差し引き、その額を、翌月末までに市の指定金融機関又は指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払込むものとする。

ただし、上記により難しい場合には、1か月分の指定袋等の納品数に応じた手数料額を収納した手数料額とみなし、明細を省略することができる。この場合においては、発注者が納品数を基に交付する払込書により払い込むものとする。

(注1) 受注者：指定袋取扱店

(注2) 発注者：北九州市

※出所：市提供資料（一部監査人加筆）

【意見】

前述の手数料収納額の計算方法により、在庫の紛失や盗難、返品等といったリスク（以下、「在庫リスク」という。）の帰属先が変わると考えられる。例えば、ア）の場合、指定袋取扱店に指定袋が納品された時点で市へ手数料を収めることとなるため、指定袋取扱店で販売される指定袋は取扱店の在庫と考えられ、在庫リスクも当然に取扱店が負うと考えられる。一方、イ）の場合、市民へ販売された時点で市へ手数料を収めることとなるため、指定袋取扱店で販売される指定袋は市が保有する在庫と考えられ、在庫リスクも市が負うことになると考えられる。

すなわち、イ）の方法により手数料収納額の計算を行っているコンビニの場合、コンビニに残存する指定袋は市の財産であることから、適切な管理・報告を求める必要があると考えられる。

現状、月次で提出される「ごみ処理手数料収納事務委託完了報告書」においては、前月繰越数、当月受入数、販売数、販売額、当月末残数等の情報が記載されており、前述のとおり、当月受入数については、ベンダーの納品数との整合確認が取られている。しかし、ここで報告される「当月末残数」とは、「前月繰越数」に「当月受入数」を加算し、「販売数」を差し引いた結果として計算される残数である。

そのため、年1回等、定期的にコンビニへ実地棚卸結果の提出を求め、「ごみ処理手数料収納事務委託完了報告書」における残数と実地棚卸数量が一致しているか否かを確認することが望ましい。

イ. ごみ処理委託事業

<事業概要>

事業概要	<p>市において、家庭から出される一般ごみ等の収集運搬を行っている。</p> <p>市のごみ（家庭ごみ、かん・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装）回収は、従前からの民間企業への委託分および公益財団法人北九州市環境整備協会への委託分があったが、残余の直営となっていたエリアについて3分割し、平成26年度より当該各エリアを5年間の委託を行うことで、令和3年においては完全に民間に委託されている。また、通常より交通状況が悪い地域についても「道路狭あい地域ごみ収集」として収集業務を行っている。</p> <p>その他、離島（藍島・馬島）におけるごみ収集や、紙パック・トレイ、小物金属の回収を行い、また、家庭系蛍光管の回収及びリサイクルもを行っている。また、事故にあい路上に放置されている動物死体の収集も業務として行っている。</p>
予算	<p>令和3年度当初 予算は2,418,870千円</p> <p>そのうち、2,403,815千円は各種収集に係る委託料となっている。</p>

※出所：市提供資料

①（結果）予定単価シートについて

【現状】

令和3年度から令和7年度までの5年間に係る業務委託契約が、競争入札方式によって締結されており、当該契約締結に関連する資料のうち市が設定する予定価格の算定シートを閲覧した。

算定シートは3区分で構成されており、作業区分ごとに、「家庭ごみ収集」、「プラスチック製容器包装収集」及び「道路狭あい地区収集」の3区分について月額単価積算を行い、各区分の1台あたりの月額単価に積算台数を乗じることで予定価格を積算している。

単価算定に利用される社会保険の事業主負担率がシートによって異なっているケースが見受けられた。

一例を下表に記載している。

区分	家庭ごみ	プラスチック製容器	道路狭あい地区
健康保険(作業員)	51.20/1,000	51.60/1,000	51.20/1,000
介護保険(作業員)	8.65/1,000	8.95/1,000	8.65/1,000
児童手当(作業員)	3.4/1,000	3.6/1,000	3.4/1,000

出所：市提供資料（家庭ごみ等収集業務4（門司区、小倉南区）、5（小倉北区、戸畑区）、6（八幡東区、八幡西区）の予定価格資料）

【指摘事項】

区分において比率が異なっている要因については、社会保険料の変更に伴う比率修正について全てのシートが統一して対応できていないことや、作成担当者が異なることが要因として考えられる。また、契約締結に至るプロセスまでの内部での確認が十分に行われていないことも考えられる。

予定価格は競争入札を行うにあたり重要な指針となるものであるため、算定に用いるシートの様式を各区分とも同様のものを利用し、社会保険料等の変更に伴う仕様の改正時にはスプレッドシートの改正履歴を適切に管理し、作成者以外の者が確認することで、誤謬の発生を未然に防ぐとともに、誤りの有無を確認する体制を構築する必要がある。

②（意見）蛍光管リサイクル業務について

【現状】

市は家庭ごみの蛍光管について、市民センターや電器店等の回収ボックスを設置することで回収し、リサイクルを行っている。

また、市の公共施設（各区役所、各環境センター、市立病院、市立大学等）において排出される蛍光管についても、公共施設のごみ処理事業として同様に蛍光管の回収及びリサイクル業務を行っている。

家庭ごみ及び公共施設のごみにおける蛍光管の回収及びリサイクル業務について、回収とリサイクルについてはそれぞれ外部へ委託しており、そのうち蛍光管のリサイクル業務についてはいずれも株式会社ジェイ・リライツが受託している。当該事業者は、市内で唯一、蛍光管から蛍光管へリサイクルを行うことができる事業者であり、家庭系・事業系を問わず蛍光管のリサイクルを行っていることから特命随意契約を締結するに至っている。

契約にあたって徴収した見積書を閲覧したところ、家庭系蛍光管等のリサイクルに係る見積書には「処理・処分費 1kg あたり単価 110 円」という内容が記載されているが、当該単価に至る決定過程は明記されていない。一方、公共施設のごみに係る蛍光管リサイクルに係る見積書には「処分費 1kg あたり単価 220 円」という内容が記載されているが、こちらも当該単価に至る決定過程は明記されていない。

【意見】

蛍光管リサイクル業務における契約単価が家庭ごみと公共施設のごみとの間で2倍の相違が生じている理由について市担当者に質問したところ、それぞれの処理量の違いや、また、家庭ごみは一般廃棄物であるが、公共施設のごみは産業廃棄物となることに伴う処理コストの増加に起因するとのことである。

業務委託契約において契約単価については契約の可否を市が決定するにあたっては、当該委託業務の経済性を十分に吟味することが必要である。しかし、家庭系と公共施設系の両方について、単価のみが提示された見積書を徴収して契約の可否を市が決定している場合、当該契約に係る業務内容を踏まえたうえでの検討がなされているのか疑問が生じるところである。

今後において、双方の業務で単価が2倍程度異なる要因について、先方単価の決定過程の概要が把握可能な見積書を徴収すること等により、当該契約単価の妥当性について十分に検討することが望まれる。

ウ. し尿処理関係業務委託（人件費）事業

<事業概要>

事業概要	(1)一般し尿収集業務（家庭や事業者から排出されるし尿の収集を行う） (2)市有施設し尿収集（かぐめよし少年自然の家のし尿収集） (3)し尿処理手数料収納委託（し尿処理手数料滞納分についての収納を委託する） (4)し尿・浄化槽データエントリー業務（し尿・浄化槽パンチ入力データの作成を行う） (5)市民トイレ清掃（環境局で清掃依頼を受けている430ヶ所について計画的に清掃を行う）
予算	令和3年度当初予算 328,893千円

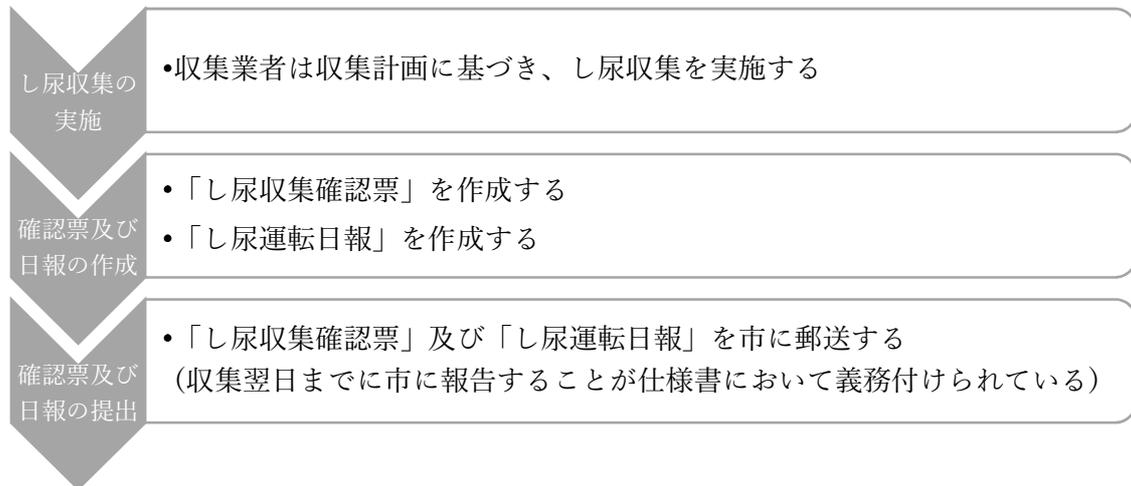
※出所：市提供資料

①（意見）し尿収集業務の業務実績の報告について

【現状】

し尿収集業務の仕様書において、市は毎日の業務実績の報告（「し尿収集確認票」及び「し尿運転日報」の提出）を求めている。当該報告書類は、郵送で市に送られてくる運用となっているが、日々書類が送られてくるため書類の枚数も多量となり、また作業負荷もかかっている状況である。また、業者側でも切手代・封筒代など経済的にも業務量的にも負担になっていると考えられる。

<業務実績の報告>



<仕様書（し尿収集業務）>

2 実施方法
(1)一般収集業務
ア 受注者は、し尿収集世帯リスト兼業務報告書に記載された世帯と、実際の世帯が一致

していることを確認して業務を実施すること。

イ 受注者は、発注者の示した業務要領及び指示に従って業務を実施しなければならない。

ウ 受注者は、担当地区を定めた場合は、一覧表にして、直ちに発注者に提出すること。変更があった場合も同様とする。

エ 受注者は、担当地区の一般家庭等から排出されるし尿収集について、あらかじめ 20 日一巡の処理計画に基づきし尿収集計画書を作成し、毎月 25 日までに翌月分のし尿収集計画書を発注者に提出してその承認を受けること。

オ 毎日の業務実績は、発注者の指定するし尿運転日報により翌日までに発注者に報告すること。

カ 毎月の業務実績は、次にあげる発注者の指定する月報により、期日までに報告すること。

(ア) し尿収集業務実施報告書は、し尿収集総括表及びし尿収集計画書及び実施状況報告書を添えて、毎月 2 日までに報告すること。

(イ) し尿収集世帯リスト兼業務報告書は、毎月 7 日までに報告すること。

キ 人頭制によるし尿収集を行う時は、相手方に声をかけ、人頭制し尿収集確認票に必要な事項を記入の上、3 部複写のうち通知用の 1 部を相手方に渡す。作業時に相手方がいる場合は、報告用の 1 部に確認印又はサインを受領すること。相手方が不在の場合は、通知用の 1 部を投函しておくこと。また、控えは受注者で当該年度終了から最低 5 年間保管しておくこと。

ク 従量制によるし尿収集を行う時は、相手方に声をかけ、必ず収集前と収集後に車両後部のゲージで収集量を確認して、従量制し尿収集確認票に必要な事項を記入の上、3 部複写のうち通知用の 1 部を相手方に渡す。作業時に相手方がいる場合は、報告用の 1 部に確認印又はサインを受領すること。相手方が不在の場合は、通知用の 1 部を投函しておくこと。また、控えは受注者で当該年度終了から最低 5 年間保管しておくこと。

ケ 確認票は、収集日のし尿運転日報と併せて発注者に提出すること。

コ 従量制のし尿収集量は、従量制し尿台帳にまとめて、奇数月の 20 日までに提出すること。なお、災害等収集業務及び臨時収集業務のし尿収集量も合わせて記載すること。

サ し尿収集世帯の異動を把握した場合は、し尿収集世帯異動報告書を当日のし尿運転日報と併せて発注者に提出すること。

※出所：市提供資料

【意見】

業務の効率性等の観点から、「し尿収集確認票」及び「し尿運転日報」の電子化を検討することが望まれる。

現状、市も電子による報告を検討しているが、業者側の担当者に高齢者が多いこともあ

り、なかなか受け入れられないとのことである。業者側の意見を聞くのみでは現状を変えることは難しいと考えられるため、市で電子化の方策を検討し期限を設けて電子化に向けて取り組んでいくことが望ましい。

②（意見）し尿処理手数料収納業務委託について

【現状】

し尿処理手数料の収納については、市は2か月に1回の請求を行っており、未納の場合は当初支払期限の翌月末に督促状を送付、それでも支払われない方には、督促の納付期限から2か月後に1次催告を送付している。

この1次催告を行っても支払われない場合、市からし尿処理手数料収納業務委託を受けた収納員が電話による督促を行い、自宅に伺い直接回収に当たっており、合わせて口座振替による納付を進めるなどの対応も行っている。

このような回収努力の結果、令和3年度末における収入未済件数は1,767件、金額は5,583,902円（令和2年度は2,014件、6,384,102円）となっている。

<令和3年度 し尿手数料の収入未済額>

（単位：円）

調定年度	調定額		収入済額		収入未済額		不納欠損額		還付未済額		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
現年度	10,174	32,168,100	9,705	30,451,100	469	1,717,000	0	0	0	0	
滞納繰越	2	478	1,681,000	165	715,000	313	966,000	0	0	0	0
	元	357	921,992	59	217,100	298	704,892	0	0	0	0
	30	331	916,500	31	71,000	300	845,500	0	0	0	0
	29	301	968,823	30	131,200	271	837,623	0	0	0	0
	28	303	829,287	20	38,700	23	138,087	260	652,500	0	0
	27	55	245,100	3	12,800	27	113,500	25	118,800	0	0
	26	34	168,500	1	8,200	15	148,010	18	12,290	0	0
	25										
	24										
	23										
以前	155	652,900	1	10,000	51	113,290	103	529,610	0	0	
小計	2,014	6,384,102	310	1,204,000	1,298	3,866,902	406	1,313,200	0	0	
合計	12,188	38,552,202	10,015	31,655,100	1,767	5,583,902	406	1,313,200	0	0	

※出所：市提供資料（一部抜粋）

【意見】

市は収納員と協力し回収努力を行っているが、毎年、一定額は収納未済となっている状況である。現状、1件あたりの債権額が高額でないことや、費用面を考慮して弁護士等の専門家への依頼などは行っていないとのことである。しかし、現状の回収方法では限界もあると考えられるため、実効性のある対応策として、簡易裁判所による支払督促手続の利用や、し尿収集の一時停止という可能性も検討することが望ましい。

また、これらの対応策等を踏まえた「し尿手数料長期滞納整理事務要領」を作成し、収納の方針を明確にした上で、要領に沿った収納を進めることが望ましい。

エ. ふれあい収集業務事業

<事業概要>

趣旨及び事業内容	ごみステーションに家庭ごみを出すことが困難な世帯を対象に、自宅の玄関先でごみを収集することを目的とした「ふれあい収集」を、平成 26 年 7 月より実施しており、収集は市直営（各環境センター）によって行われている。																		
実施状況	<p>平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間における認定者数及び利用者数の推移は下表のとおりである。</p> <div data-bbox="395 607 1361 1178" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">ふれあい収集 認定者数及び利用者数の推移</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>認定者数(人)</th> <th>利用者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28</td> <td>312</td> <td>275</td> </tr> <tr> <td>平成29</td> <td>459</td> <td>394</td> </tr> <tr> <td>平成30</td> <td>502</td> <td>433</td> </tr> <tr> <td>令和元</td> <td>565</td> <td>470</td> </tr> <tr> <td>令和2</td> <td>582</td> <td>483</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>認定者数と利用者数の差異は、入院等で一時的に収集を中止しているものである。認定者数及び利用者数ともに人数は増加傾向となっている。</p>	年度	認定者数(人)	利用者数(人)	平成28	312	275	平成29	459	394	平成30	502	433	令和元	565	470	令和2	582	483
年度	認定者数(人)	利用者数(人)																	
平成28	312	275																	
平成29	459	394																	
平成30	502	433																	
令和元	565	470																	
令和2	582	483																	

※出所：市提供資料

①（意見）ふれあい収集業務の要件について

【現状】

市では、ふれあい収集業務の収集対象世帯の要件について次のように定めている。

次のいずれかに該当する方で、収集を希望する世帯。

- (1) 介護保険の要介護 2 以上の単身世帯
- (2) 障害福祉サービスの受給認定を受けている単身世帯
- (3) その他、環境局長が認める者

同様の福祉サービスを受けることが困難な世帯かつ以下に該当する者

- 1. 申請者と同居している者が入院等により不在となり一時的に要件に該当する者
- 2. 要介護 2 相当以上の状態（歩行困難が目安）で介護保険の申請手続き中の者、及び、障害福祉サービスの受給認定の手続きを申請中の者

3.ごみステーションが急傾斜地等にあり、ごみ出しが困難な者

(注1) 同居者がいる場合は、同居者全員が(1)又は(2)に該当することが必要です。

(注2) 親族や地域の方、又はボランティア等により、ごみ出しの協力が得られる場合は、対象となりません。ごみ出しでお困りの方はご相談ください。

(注3) (3)に該当する場合は、申込前に環境局業務課にご相談ください。

※出所：市ホームページ

市の要件では、「介護保険の要介護2以上」が一部を構成しているが、他自治体においては要介護1以上ないしは、それらの状況を問わない場合もみられる。

参考までに、政令指定都市高齢化率(65歳以上)ランキング上位10位自治体における取り組みを記載する。なお、1位は本市(高齢化率31.2%)であるため省略する。

順位	市 (高齢化率)	概要
2位	静岡市 (30.7%)	ご家族や知人の協力が得られない(1)または(2)に該当する方 (1) 高齢者(65歳以上)のみの世帯に属する方 (2) 障がいのある人のみの世帯に属する方 ※対象区域は葵区(安倍6地区を除く)・駿河区・清水区。
3位	新潟市 (30.0%)	高齢者や障がい者などのごみ出しが困難な世帯に対してごみ出し支援を行う団体へ市から支援金を交付する事業、として実施。 利用者は、ごみ出しが困難な高齢者・障がい者の世帯であれば登録可能。介護や障がいの等級に関する要件はなし。
4位	神戸市 (28.6%)	65歳以上のひとり暮らしの方で、要介護1以上の方 障がいのあるひとり暮らしの方で、障害支援区分1以上の方 ※地域や身近な人等の協力でごみ出しが可能な方は除く。 ※同居する家族がいる場合についても、同居者が高齢者や障がい者等で、本人と同様にごみをクリーンステーションまで持ち出すことができない場合を含む。
5位	京都市 (28.5%)	(1) 京都市内に居住する世帯であること。 (2) 介護保険サービスまたは障害福祉サービスを利用し、かつホームヘルプサービスを利用していること。 (3) 65歳以上の方、障害がある方、または同様の方のみで同居されている世帯であること。 (4) 定期的に収集するごみを所定の時間及び排出場所へ排出することが困難であること。 (5) 本人、親族、近隣者などによるごみ出しができないこと。

順位	市 (高齢化率)	概要
6位	堺市 (28.3%)	<p>(1) 65歳以上の高齢者でホームヘルパーの介護を受けている方か、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている方。</p> <p>(2) 自分でごみ出しをするのが難しく、家族や近隣世帯の協力が得られない方</p> <p>(3) 集積場へのごみ出しが困難な方</p> <p>※ごみを出すのが家前の方や、オートロック・エレベーターのある集合住宅にお住まいの方は対象にならない。</p> <p>※ごみを排出できる同居人がおられる方は対象にならない。</p>
7位	浜松市 (28.2%)	<p>ふれあい収集のような制度は、現在ない。</p> <p>55カ所の地区社会福祉協議会有り、そのうち家事支援を行っている地区社会福祉協議会において、支援の必要な方が家事支援のごみ出しサービスを利用するか、介護サービスのホームヘルパーにお願いしている。</p>
8位	札幌市 (28.0%)	<p>家庭から出るごみをご自身で排出することや、大型ごみを家の中から運び出すことが困難な方で、親族や近隣住民、地域ボランティア等による支援が受けられず、次の(1)から(3)のいずれかの要件に該当する方。なお、2人以上の世帯の場合は、満15歳に到達した日以後最初の3月31日までの者及びホームヘルプサービスを利用している18歳未満の者を除く世帯員全員が要件に該当することが必要。</p> <p>(1) 介護保険の要介護2以上または障害福祉サービスの障害支援区分3以上。</p> <p>(2) 介護保険の事業対象者、要支援1・2または要介護1か、障害福祉サービスの障害支援区分1・2で、本人または世帯内のどなたかお一人以上がホームヘルプサービスを利用していること。</p> <p>※事業対象者とは、平成29年4月から開始している札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者のこと。</p> <p>(3) 障害福祉サービスの同行援護を利用していること。</p>
9位	熊本市 (26.8%)	<p>ふれあい収集を希望する方とその方と同居する全ての方が次のいずれかに該当するため、ごみステーションまでごみを出すことが難しく、他の協力を得ることができない方</p> <p>(1) 要介護1～5の方</p> <p>(2) 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方(肢体不自由又は視覚障害の方のみ)</p>

順位	市 (高齢化率)	概要
		(3)精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方 (4)療育手帳Aの交付を受けている方 (5)上記の(1)～(4)までに該当しないが、加齢や傷病等によりごみをごみステーション(収集場所)まで出すことが困難と認められる方。
10位	岡山市 (26.7%)	市内に在住し、在宅で生活されている下記のいずれかに該当する方のみの世帯で、世帯員自らごみ等を集積場まで排出することが困難で、排出に当たり親族又は近隣在住者等の協力を得ることができない世帯。 (1)介護保険の要介護1以上の認定を受けている方 (2)視覚障害又は肢体不自由2級以上の身体障害者手帳の交付を受けている方

※出所：各自治体ホームページ

【意見】

「ふれあい収集」といった「ごみ出し支援」は、高齢化社会や核家族化の進展等に伴い高齢者のみの世帯が増加したことにより、家庭からの日々のごみ出しに課題を抱える事例が生じたことや、地方から大都市圏への若年性人口の流出に伴い高齢者世帯に対する見守りも兼ねる趣旨がある。

高齢化が早くから進んでいた市では、平成26年7月より「ふれあい収集」への取り組みを開始しているが、要件の一部については当初より「要介護2以上」が設けられており現状も維持されている。

ごみステーションは各世帯において必ずしも近距離にあるとはいえ、また、後期高齢者人口も増加している現状では、今後、高齢者のみ世帯でのごみ出しは相当に困難になっていくことが考えられる。また、同様のサービスとして、社会福祉協議会による「ふれあいネットワーク」やシルバー人材センターによる「ワンコインサービス」による日常生活支援があるが、福祉協力員や会員がエリアにいない場合にはサービスを受けることが困難であるため、「ふれあい収集」に係る期待は利用者数の増加からも十分なものとうかがえる。

このような状況を鑑みると、今後の高齢者に対する施策の一環として収集対象世帯の要件について緩和する等の見直しを行うことが必要と考えられる。

ただし、収集業務は市が直営で行っており、係る費用の大半は作業に係る人件費となっている。要件の見直しにおいては、十分な要員確保が可能であるかが重要となる点に注意をしてシミュレーションを行うことが必要となる。